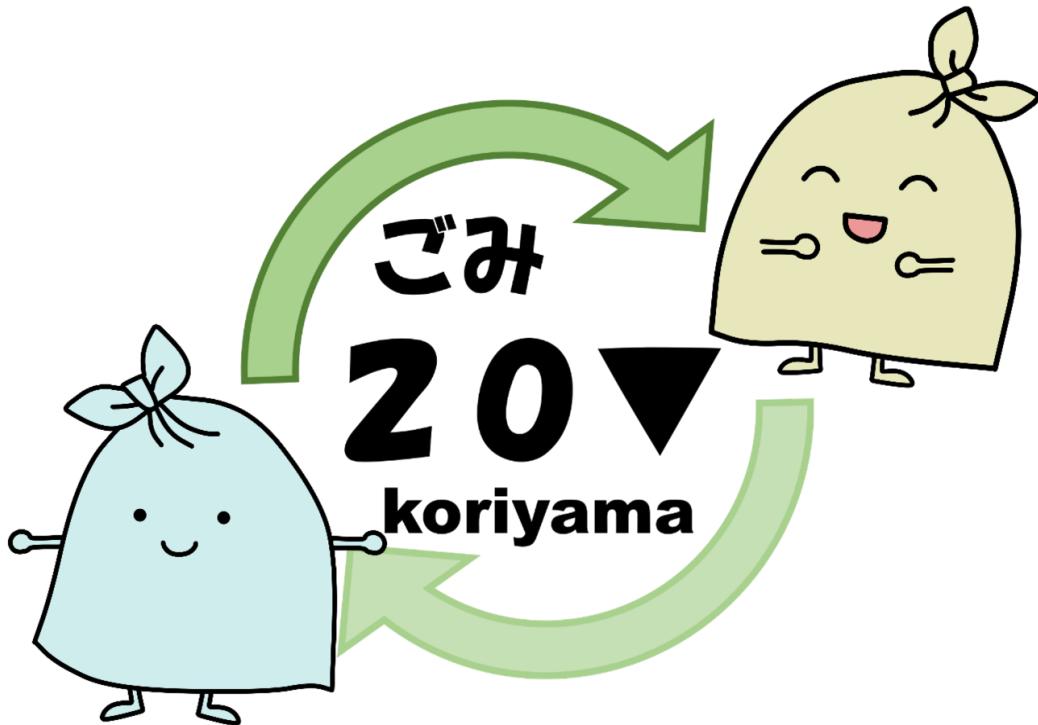


清掃事業概要

～令和7年度版～



みんなで目指す「郡山 ごみ減量 20%」

2016年度比で2027年度までごみ排出量20%削減する

郡山市環境部

〔郡山市民の歌〕

作詞 内海久二

作曲 古関裕而

- 1 あけゆく安積野希望の汽笛 あの人この街みなぎる力
ああふるいたつふるさとは あこがれのせる若駒か
進めよわれらの郡山
- 2 輝く安達太良さやく瀬音 あの鳥この花しあわせ歌う
ああうるわしいふるさとは やさしい母のまなざしか
育てよわれらの郡山
- 3 働くよろこびタベのいのり あの星この窓楽しいまどい
ああやすらかなふるさとは 溢れる夢のゆりかごか
栄えよわれらの郡山

〔郡山市の花・木・鳥〕

○ 市の花『ハナカツミ』

松尾芭蕉「奥の細道」の昔から伝統的な花として親しまれてきた、清楚な趣を備えた花で、心にうるおいのあるまちづくりにふさわしい花です。



○ 市の木『ヤマザクラ』

樹齢が長く、雄々しく、強い樹木で、緑化促進木として緑あふれるまちづくりにふさわしい木です。



○ 市の鳥『カッコウ』

鳴き声がそのまま鳥名になったカッコウ。野鳥の生息地に多く渡来し、自然保護の象徴ともいえる、緑のまちづくりにふさわしい鳥です。



【目 次】

第1章 市勢概要

1 地勢(位置・面積・気候)	1
2 人口及び世帯数の推移	2
3 市域の変遷	3

第2章 清掃事業の沿革と組織

1 ごみ処理の経緯	4
2 組織図	12
3 業務内容	13
4 施設概要	15

第3章 財政

1 ごみ処理費用の推移	20
2 手数料	20

第4章 ごみ処理事業

1 ごみ収集及び処理の状況	22
2 廃棄物統計	23
3 一般廃棄物処理業許可状況	31
4 産業廃棄物処理業許可状況等	31

第5章 市民協力推進事業

1 ごみの減量化及び再資源化	32
2 啓発及び広報事業	35
3 環境美化事業	37

第6章 し尿処理事業

1 し尿収集及び処理の状況	38
2 災害廃棄物処理事業	38

《資料》

- 1 郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例
- 2 郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例施行規則
- 3 郡山市ポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例
- 4 郡山市ポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例施行規則
- 5 郡山市建築物等における物品の堆積による不良な状態の適正化に関する条例
- 6 郡山市建築物等における物品の堆積による不良な状態の適正化に関する条例施行規則
- 7 郡山市一般廃棄物処理業取扱要綱
- 8 郡山市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業取扱要綱
- 9 郡山市産業廃棄物処理指導要綱
- 10 郡山市要援護者ごみ戸別収集事業実施要綱
- 11 郡山市資源回収推進報奨金交付要綱
- 12 郡山市資源回収推進報奨金交付要綱施行細則
- 13 郡山市資源回収業者等報奨金交付要綱
- 14 郡山市生ごみ処理容器無償貸与要綱
- 15 郡山市電動式生ごみ処理機購入費補助金交付要綱
- 16 5Rフェスティバル実行委員会負担金交付要綱
- 17 郡山市資源物回収スポットマップの事業者登録事務に関する実施要領
- 18 郡山市廃棄物の不法投棄防止に関する要綱
- 19 郡山市廃棄物処理手数料の一括納付取扱要領
- 20 郡山市浸水便槽汲取実施要領

1 地勢(位置・面積・気候)

郡山市は、福島県の中央に位置し、安積平野又は郡山盆地と呼ばれる平坦な地を中心に西高東低の地形で、西は猪苗代湖の一部を有し、東は阿武隈山地、北は安達太良山頂に達しています。

市域は、北緯37度15分58秒から37度37分34秒、東経140度2分10秒から140度33分52秒に位置し、東西46.78km、南北39.95km、総面積は猪苗代湖の一部も含まれ、757.20km²で、海拔は市役所の所在地で245mあります。

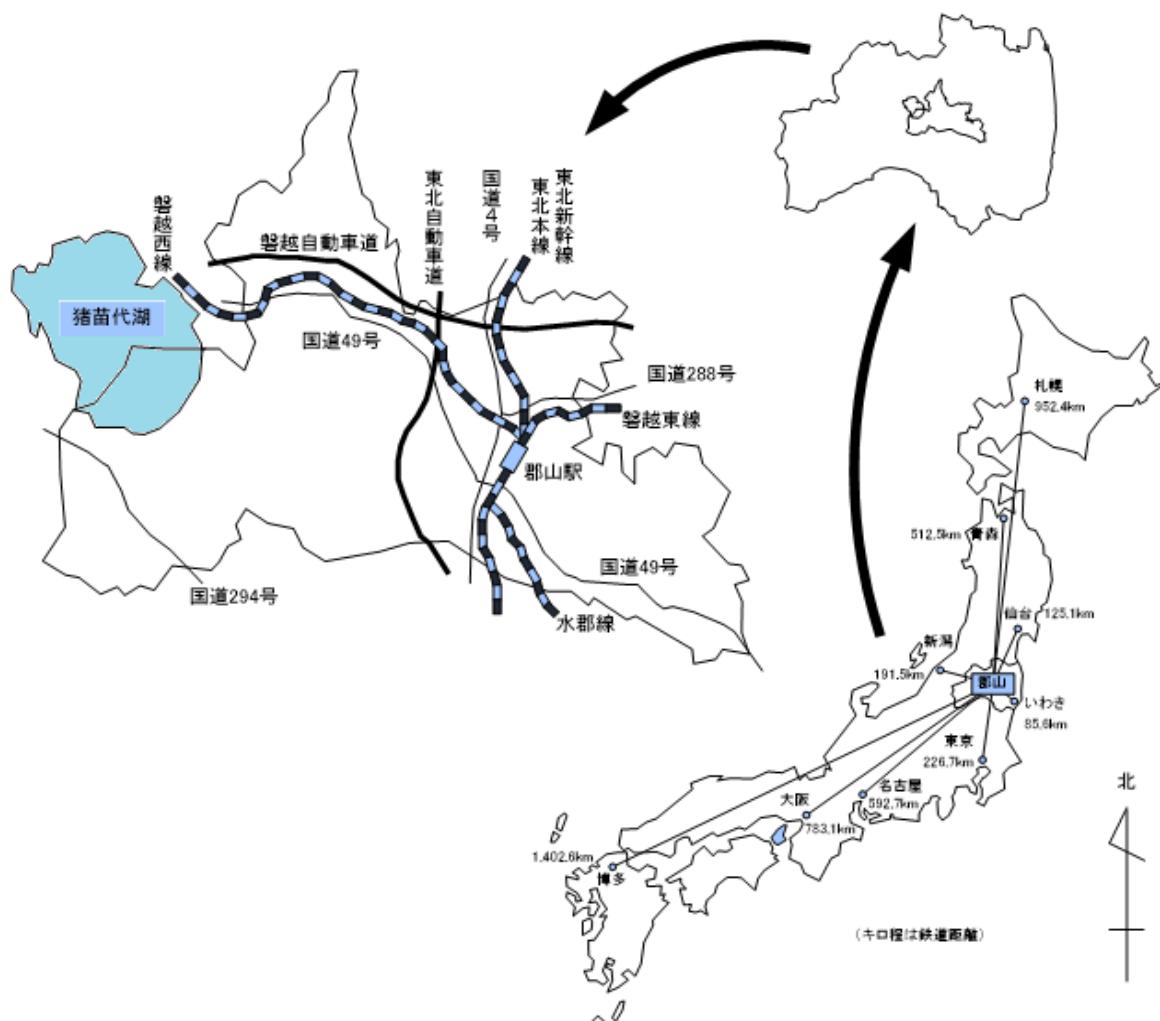
気候は、比較的穏やかな内陸性気候で、年間平均気温は約13度、降水量は1,000mm程度、平均湿度は74%で年間を通じての乾湿の差は少なく、住みやすい気候となっています。

本市は、東北地方の拠点都市、中核市として、交通の要衝にあり、中央部を東北自動車道・国道4号が南北に貫き、磐越自動車道・国道49号が東西に交差しています。また双葉町に通じる国道288号の起点にあたり、さらに、市の西端、湖南町を国道294号が横切っています。東北自動車道を利用すると、約3時間で首都圏へ入ることができます。

鉄道は、東北本線をはじめ磐越東線、磐越西線及び水郡線の結節点にあり、東北新幹線により郡山駅と東京駅間は約80分で結ばれています。

また、市街地から30分の距離に福島空港があり、札幌・大阪へとつながっています。

東北地方の拠点都市であり、さらに中核市として発展を続けています。



※ 郡山市のデータ(令和7年4月1日現在)

- 面 積 757.20 km²
- 人 口 317,263 人
- 世帯数 144,152 世帯

第1章 市勢概要

2 人口及び世帯数の推移

【郡山市の国勢調査人口推移】

(各年10月1日現在)

年次	世帯数	人口			増加指 数(大正 13年 =100)	1世帯 当たり 人口	調査方法
		総数	男	女			
大正9年	4,822	26,218	12,346	13,872	—	5.4	第1回国勢調査
大正14年	8,091	42,984	20,256	22,728	110	5.3	第2回国勢調査
昭和5年	9,393	51,367	24,357	27,010	132	5.5	第3回国勢調査
昭和10年	10,178	54,709	25,825	28,884	140	5.4	第4回国勢調査
昭和15年	10,478	57,402	26,997	30,405	147	5.5	第5回国勢調査
昭和22年	13,110	64,741	30,565	34,176	166	4.9	第6回国勢調査
昭和25年	14,079	70,866	33,894	36,972	182	5.0	第7回国勢調査
昭和30年	17,792	91,119	44,913	46,206	234	5.1	第8回国勢調査
昭和35年	23,325	102,636	50,571	52,065	263	4.4	第9回国勢調査
昭和40年	50,391	223,183	108,920	114,263	572	4.4	第10回国勢調査
昭和45年	61,119	241,726	118,462	123,264	620	4.0	第11回国勢調査
昭和50年	73,054	264,628	130,731	133,897	678	3.6	第12回国勢調査
昭和55年	85,116	286,451	142,005	144,446	734	3.4	第13回国勢調査
昭和60年	91,658	301,673	149,192	152,481	773	3.3	第14回国勢調査
平成2年	99,931	314,642	155,645	158,997	807	3.1	第15回国勢調査
平成7年	110,964	326,833	162,007	164,826	838	2.9	第16回国勢調査
平成12年	120,229	334,824	165,988	168,836	858	2.8	第17回国勢調査
平成17年	126,382	338,834	167,071	171,763	869	2.7	第18回国勢調査
平成22年	131,740	338,712	166,336	172,376	868	2.6	第19回国勢調査
平成27年	138,310	335,444	167,096	168,348	860	2.4	第20回国勢調査
令和2年	140,441	327,692	161,830	165,862	840	2.3	第21回国勢調査

《参考》

(各年10月1日現在)

年次	世帯数	人口			増加指 数(大正 13年 =100)	1世帯 当たり 人口	調査方法
		総数	男	女			
令和2年	140,441	327,692	161,830	165,862	840	2.3	第21回国勢調査
令和3年	141,527	326,149	161,101	165,048	836	2.3	推計人口
令和4年	142,396	324,095	160,009	164,086	831	2.3	推計人口
令和5年	143,043	321,739	158,864	162,875	825	2.2	推計人口
令和6年	143,917	319,230	157,519	161,711	818	2.2	推計人口

※ この人口は、令和2年10月1日に行われた国勢調査の人口を基に、市内に居住する人口を毎月の届出による転入・転出・出生・死亡を加減したもので、市内に居住する外国人も含まれています。

3 市域の変遷

年月日	編入・合併した地域	編入・合併した面積(km ²)	編入・合併後の面積(km ²)	面積指 数(市制 施行時 =100)
大正13年9月1日	郡山市誕生(小原田村を編入合併、市政施行)		13.18	100
大正14年6月1日	桑野村を編入合併	6.67	19.85	151
昭和29年11月1日	富田村(喜久田村に編入する区域を除く。)を編入合併	6.43	26.28	199
昭和30年1月1日	高瀬村と境界変更(大平、下行合の一部を編入)	1.19	27.47	208
昭和30年3月31日	大槻町を編入合併	16.23	43.70	332
昭和30年11月1日	三春町と境界変更(旧中妻村の荒井、蒲倉を編入)	1.75	45.45	345
昭和30年11月1日	三穂田村(川田の一部)と境界変更	—	45.45	345
昭和30年11月15日	岩江村の一部(白岩、下白岩、阿久津、安原、横川、下舞木、上舞木の一部)を編入合併	10.29	55.74	423
昭和31年10月10日	三春町(下舞木の一部)と境界変更	△ 1.50	54.24	412
昭和35年4月1日	三春町(下舞木の一部、上舞木の一部)と境界変更	△ 0.09	54.15	411
昭和35年10月1日	昭和35年10月1日の国勢調査結果に用いられた、建設省国土地理院から公表された「昭和35年全国都道府県市区町村別面積調」による	2.25	56.40	428
昭和40年5月1日	安積郡全町村(安積町、三穂田村、逢瀬村、片平村、喜久田村、日和田町、富久山町、湖南村、熱海町)、田村郡田村町と新設合併	590.70	647.10	4,910
昭和40年8月1日	田村郡西田村、中田村を編入合併	82.33	729.43	5,534
昭和45年11月1日	須賀川市(仁井田の一部)と境界変更	△ 0.01	729.42	5,534
昭和49年9月1日	須賀川市(仁井田の一部)と境界変更	—	729.42	5,534
昭和49年9月1日	本宮町(関下の一部、岩根の一部)と境界変更	—	729.42	5,534
昭和49年9月1日	白沢村(松沢の一部)と境界変更	—	729.42	5,534
昭和54年8月1日	本宮町(岩根の一部)と境界変更	—	729.42	5,534
平成元年10月16日	岩瀬村(守屋の一部、今泉の一部)と境界変更	—	729.42	5,534
平成元年11月10日	国土地理院面積測定による変更	1.63	731.05	5,547
平成11年10月1日	猪苗代湖の境界確定による変更	26.01	757.06	5,744
平成26年10月1日	国土地理院面積測定による変更	0.14	757.20	5,745

1 ごみ処理の経緯

本市では、昭和21年からごみ収集が始まり、昭和31年には水見台ごみ焼却場(15t/日)が稼動し始め、昭和38年からはごみ収集の一部委託が始まっている。

その後、ごみ処理施設の整備を繰り返し、現在では市内から発生するごみの減量化、安定化を図るため、中間処理施設として富久山クリーンセンター(ごみ焼却施設 150t/24h × 2基、粗大ごみ処理施設 80t/5h、リサイクルプラザ 35t/5h)及び河内クリーンセンター(ごみ処理施設 150t/24h × 2基、粗大ごみ処理施設 70t/5h)を、最終処分場として河内埋立処分場及び西田埋立処分場を整備(平成31年3月廃止)し、現在に至っている。

なお、詳細については以下のとおりである。

- 昭和21年 荷車16台、作業員16人でごみ収集
- 昭和24年 ごみ収集用自動車2台購入、荷車14台、作業員18人
- 昭和27年 ごみ収集用自動車2台購入、自動車計4台、荷車12台
- 昭和29年 し尿、11業者の汚物取扱者許可、市内農家に1,093個の古酒桶を配布
- 昭和30年 し尿、1基30石入簡易貯留槽21基を市内各所に設置(1石は、約180ℓ)
- 昭和31年 水見台ごみ焼却場完成(処理能力 1日15t)(現在の桜木二丁目地内)
し尿、1,000石入貯留槽を小原田町旧飛行場跡に設置
直営バキューム車(8石積)1台購入
- 昭和33年 し尿汲取過当競争防止のためチケット制実施
- 昭和34年 ごみ収集車用自動車1台購入、自動車計5台、荷車12台
- 昭和35年 ごみ収集用荷車をリヤカーに切り替え、自動車5台、リヤカー12台
収集用自動車、民間借上車1台
- 昭和36年 し尿処理施設 90 kℓ/日の第一衛生処理場完成(現在の横塚三丁目地内)
- 昭和37年 ロードパッカー、泥土収集用ダンプ各1台、収集用自動車3台購入、自動車計10台
- 昭和38年 ごみ収集直営車2台購入、自動車計12台
民間借上車1台増車、計2台により一部民間委託
- 昭和40年 1市13町村合併、し尿処理許可業者16業者
- 昭和41年 ごみ収集車12台、運転手13人、衛生員32人、民間借上車5台増車し、7台4業者
富久山ごみ焼却場完成(固定炉 35t/8h × 2基)
し尿第一衛生処理場に60kℓ/日増設し、150kℓ/日
富久山町福原地内に70kℓ/日の第二衛生処理場完成
- 昭和42年 ごみ収集車1台増車し10台、泥土運搬車1台、運転手14人、衛生員44人
民間借上車3台増車し、10台5業者
- 昭和43年 湖南町浜路地内に15kℓ/日の湖南処理場完成
民間借上車1台増車し、11台8業者
- 昭和44年 民間借上車1台増車し、12台8業者
- 昭和46年 富久山清掃工場完成(6月)(連続燃焼式 90t/日 × 2基、旧固定炉を廃止)
収集区域制導入、可燃12区域とし委託で実施 委託料月額
廃棄物処分手数料の徴収開始(家庭系廃棄物・事業系廃棄物 … 焼却処分10kgにつき20円、埋立処分10kgにつき15円)
- 昭和47年 「郡山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」施行(4月1日)に伴い、「郡山市清掃条例(昭和40年施行)」の廃止
し尿許可業者18業者、ごみ収集委託業者が1業者廃業したが、区域調整により可燃15区域とし委託3台増車、15台10業者
- 昭和48年 直営車10台がパッカー車へ(4月)
富久山清掃工場の地元還元施設として、余熱利用による温水保養施設「郡山市保養センター」開所(8月)

第2章 清掃事業の沿革と組織

- 不燃3区域設置、委託3台増車、可燃15台・不燃3台の18台10業者
可燃直営2区域を廃止し委託とし、可燃17台・不燃3台の20台10業者
区域調整、委託1台増車、可燃18台・不燃3台の21台10業者
- 昭和49年 第一衛生処理場に30kℓ/日の前処理設備設置(終末処理場に投入するため)
- 昭和50年 区域調整、不燃2区域増設、委託2台増車、可燃18台・不燃5台の23台10業者
- 昭和51年 西田埋立処分場第1期埋立開始(5月)
ごみ収集委託業者が1業者廃業したが、区域調整により委託3台増車、可燃20台・不燃6台の26台9業者
- 昭和52年 西田埋立処分場第2期埋立開始(7月)
- 昭和53年 西田埋立処分場第3期埋立開始(7月)
- 昭和54年 湖南衛生処理場閉鎖
区域調整、委託1台増車、可燃21台・不燃6台の27台10業者
- 昭和55年 第二衛生処理場(現富久山衛生センター第一処理施設)を改造し、低希釀二段活性汚泥法処理で170kℓ/日の処理能力
- 昭和56年 郡山市資源回収報奨金交付要綱施行(7月)
資源回収モデル町内会設置要綱に基づきモデル町内会を実施
- 昭和57年 西田埋立処分場第4期埋立開始(8月)
- 昭和58年 資源回収事業全市内実施(4月)
河内埋立処分場第1期分埋立地が10月に竣工、11月から埋立開始
- 昭和59年 河内清掃センター完成(焼却能力 150t/日 × 2基、破碎能力 70t/5h)(2月)
ごみの分別区分、収集曜日等全面的に変更(4月)
分別区分 … 可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ
収集回数 … 可燃ごみ週2回(一部地区週3回)、不燃ごみ週1回(一部週2回)
粗大ごみ月1回(電話申込制)
- 湖南地区収集で委託1台増車、可燃22台・不燃6台の28台10業者
河内清掃センター及び富久山清掃センターの運転管理を業務委託
クリーンこおりやま運動一斉行動開始(年2回 … 6月と10月の第1日曜日)
廃棄物処理手数料の改定(家庭系廃棄物及び事業系廃棄物 … 焼却処分及び破碎処分10kgにつき30円、埋立処分10kgにつき20円)
犬・猫等の死体の処分手数料改定 一回につき400円 → 一体につき1,000円
- 富久山清掃センター(固定炉 70t/日)解体(9月)
- 昭和62年 収集区域改変、委託車可燃19台、不燃9台
- 昭和63年 西田埋立処分場第5期拡張事業完成(4月)(埋立面積 20,000m²・埋立容量 160,000m³)
ごみ収集委託業者1業者廃業
河内清掃センターの地元還元施設として、余熱利用による温水保養施設「高齢者文化教養センター逢瀬荘」開所
- 平成元年 消費税法施行に伴い、廃棄物処理手数料の改定(家庭系廃棄物及び事業系廃棄物の処分手数料に100分の103を乗じて得た額を加算。犬、猫等の死体の処分手数料を1,000円から1,030円へ)
- 平成2年 区域調整、委託1台増車、可燃20台・不燃9台の29台9業者
西田埋立処分場第5期分埋立地埋立開始(9月)
第二衛生処理場に隣接して70kℓ/日の処理能力を持つ「富久山衛生センター第二処理施設」を稼動させ、第二衛生処理場は「富久山衛生センター第一処理施設」と名称変更し、第一衛生処理場は30kℓ/日の前処理設備を除き運転停止し、「横塚投入所」と改称
- 平成3年 郡山市ごみ処理基本計画策定(3月)
郡山市ごみ対策市民会議発足
区域調整、委託3台増車、可燃23台・不燃9台の32台11業者

第2章 清掃事業の沿革と組織

- 平成4年 郡山市河内埋立処分場第2期埋立処分地完成(3月)
全市内に対し、無着色半透明ごみ袋による回収の実施
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正に基づき、市民会議を発展的に解消し、郡山市廃棄物減量等推進審議会を発足
生ごみ処理容器(コンポスト)のモニター制度を開始(610基)
- 平成5年 郡山市廃棄物減量等推進審議会から提言書「クリーンリサイクル都市郡山」が提出される
粗大ごみ月2回収集に改変
「郡山市廃棄物の不法投棄防止に関する要綱」制定し、市内各地区に20人の「不法投棄監視員」を委嘱
郡山市河内埋立処分場第2期埋立開始(6月)
- 平成6年 モニター制度により試験的に実施されてきた生ごみ処理容器(コンポスト)の効果が認められ無償貸与を開始
- 平成7年 オゾン層破壊の原因となるフロンの回収を開始
「郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例」が3月定例会で可決
従来の月2回の粗大ごみ収集を週単位制へ変更
生ごみ減量化のための「ボカシ容器貸し出しモニター制度」を開始
河内埋立処分場第3期埋立地が着工(8月)
郡山市ユラックス熱海において「廃棄物と生活環境を考える全国大会」が開催
「郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例」施行、廃棄物処理手数料の改定(家庭系廃棄物 … 焼却処分及び埋立処分とも10kgにつき50円、事業系廃棄物 … 焼却処分及び埋立処分とも10kgにつき100円)(10月1日)
- 平成8年 新富久山清掃センターが平成8年4月本稼動に向け試運転開始
旧富久山清掃センター(連続燃料式 90t/日 × 2基)廃止(4月1日)
富久山清掃センター本稼動(4月1日)
焼却能力 … 150t/日 × 2基
破碎能力 … 80t/5h(不燃系 20t/5h・粗大系 60t/5h)
資源物の分別収集開始により、ごみの分別区分、収集曜日等全面的に変更
分別区分 … 可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、粗大ごみ
収集回数 … 可燃ごみ週2回(一部地区週3回)
不燃ごみ隔週1回(一部地区週1回)
資源物隔週1回(一部地区週1回)
粗大ごみ週単位
※ 不燃ごみ及び資源物は地域により奇数週又は偶数週による隔週収集
資源物分別収集実施により委託14台(平ボディー車)増車、可燃・不燃32台、資源物14台の46台11業者
直営11台で可燃・不燃3区域、公共施設を担当、びんの細分別を委託で実施
「木戸前清掃実施要項」施行(4月1日)に伴い、毎月1日を「木戸前清掃の日」とし、全市一斉に実施(6月1日)
- 平成9年 郡山市ごみ処理基本計画改定(2月)
中核市移行に伴い、県から産業廃棄物処理業許可業務等が移譲(産業廃棄物担当設置)
消費税率の変更に伴う廃棄物処理手数料の改定(100分の103から100分の105へ)
分別収集の排出方法を一部変更
- 平成10年 ごみ収集が全面業者委託(4月1日)
(可燃及び不燃35台・13業者、資源物14台・11業者、粗大ごみ13業者・1組合、公共施設5台・1組合)
河内埋立処分場第3期埋立地が3月に竣工、6月から埋立開始
(埋立面積 50,000m²、埋立容積 449,000m³)

第2章 清掃事業の沿革と組織

- モニター制度により試験的に実施されてきた、ボカシ容器の無償貸与を開始
家庭用及び事業用小型焼却炉の無料処分開始
一般廃棄物処理業許可の更新期間が2年に変更
- 平成11年 横塚投入所の運転停止及び閉鎖(3月)
「郡山市ポイ捨て及び犬のふんの放置防止条例」施行(4月1日)
市内2か所に重点区域を設け、ポイ捨て等防止指導員を配置
- 平成12年 富久山清掃センターリサイクルプラザが本稼動(4月1日)
(処理能力)・ガラスびん …… 16.3t/5h
・ペットボトル …… 1.4t/5h
・プラスチック類 … 17.3t/5h
容器包装リサイクル法の完全施行に伴い、資源物の収集品目 にペットボトル及びプラスチック類を追加(4月1日)
びんの3分別(無色・茶・その他)をとりやめ1分別とし、リサイクルプラザでの自動色選別に切替え
祝日収集を開始(4月1日)
ごみ収集委託を各業者との契約から3組合との契約に切替え(4月1日)
可燃・不燃33台・1組合、資源物18台・3組合、公共施設3台・1組合
電動式生ごみ処理機の購入補助を開始
- 平成13年 河内清掃センターダイオキシン削減対策改修工事竣工(3月)
組織改編に伴い、し尿処理に関する業務が衛生課(廃止)から、また、廃棄物処理業及び廃棄物処理施設に係る許認可並びに廃棄物の不適正処理に関する事務を廃棄物対策課(新設)へ、それぞれ移管(4月)
家電リサイクル法が施行 … 対象4品目については粗大ごみの収集品目から除外し、小売店回収・自己搬入方式に切替え(4月)
市内54郵便局と「廃棄物の不法投棄についての情報提供に関する協定」を締結(8月9日)
- 平成14年 郡山地区ハイヤータクシー協同組合と「廃棄物の不法投棄についての情報提供に関する協定」を締結(2月12日)
「ごみの分け方と出し方」保存版を作成し、全戸配布(3月)
郡山市ごみ処理基本計画改定(4月)
ごみ出しルール対話集会を開始(4月)
ポイ捨て防止イメージキャラクターの愛称募集「だめヨン君」に決定(5月)
- 平成15年 ごみの収集回数の大幅変更(4月1日)
不燃ごみ … 2週に1回(奇数週・偶数週)から月1回へ
資源物のペットボトル及びプラスチック類 … 2週に1回(奇数週・偶数週)から週1回へ
資源物のびん・缶・紙 … 2週に1回(奇数週・偶数週)から2週に1回(完全隔週)へごみの出し方の変更(4月1日)
「びん」と「ガスカートリッジ・スプレー缶、乾電池」の収集が容器収集から袋収集へ
可燃・不燃2台減車し、31台・1組合、資源物5台増車し、23台・3組合
「クリーンこおりやま運動一斉行動」を「市民総ぐるみクリーンこおりやま運動」に名称変更(4月1日)
各種業種21組合と「廃棄物の不法投棄についての情報提供に関する協定」を締結(9月4日)
- 平成16年 富久山衛生センターの運転管理業務及び水質検査業務の民間委託化(4月1日)
マナーリーダー(犬のふん放置防止啓発ボランティア)登録者制度の開始
- 平成18年 社団法人福島県測量設計業協会県中支部と「廃棄物の不法投棄についての情報提供に関する協定」を締結(11月21日)

第2章 清掃事業の沿革と組織

- 平成19年 ごみ集積所から廃棄物を持ち去る行為を禁止するとともに、土地等の適正管理を義務付けるため、「郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例」を一部改正
(4月1日)
- 新聞公正取引協議会福島県支部郡山地区実行委員会と「廃棄物の不法投棄についての情報提供に関する協定」を締結(6月29日)
- 西田埋立処分場の埋立てが完了(8月)
- 平成20年 「郡山市ごみ処理基本計画」及び「郡山市生活排水処理基本計画」改定(4月1日)
- 組織改編に伴い、「環境衛生部」を「生活環境部」に、「富久山清掃センター」「河内清掃センター」を「富久山クリーンセンター」「河内クリーンセンター」に、「富久山衛生センター第一処理施設」「富久山衛生センター第二処理施設」を「富久山クリーンセンター衛生処理センター第一処理施設」「富久山クリーンセンター衛生処理センター第二処理施設」に改称
(4月1日)
- 粗大ごみリユース(再使用)推進事業の試行に伴う「リユース品(家具類)の展示会及び申込抽選会」(11月15日)
- 平成21年 ごみの出し方の変更(4月1日)
- 「びん、ガスカートリッジ・スプレー缶、乾電池」を1分別としていたものを「びん・乾電池」と「ガスカートリッジ・スプレー缶」の2分別とした。(4種12分別から4種13分別)
- ごみ出しルールの徹底を図るため、「ごみ集積所立会指導事業」開始(4月1日)
- 粗大ごみの中で再使用可能な家具を市民に提供し、ごみの減量化を図るため、「郡山市粗大ごみ再使用(リユース)推進事業実施要綱」施行(5月18日)
- 平成22年 協同組合郡山市環境保全公社、グンダスト事業協同組合、郡山ダストクリーン協業組合、郡山市エコ・サービス協業組合と「災害時における災害ごみ収集運搬業務の協力に関する協定」を締結(12月14日)
- 郡山市環境整備事業協同組合及び郡山市エコ・サービス協業組合と「災害時における災害し尿収集運搬業務の協力に関する協定」を締結(12月14日)
- 平成23年 東北地方太平洋沖地震発生(3月11日 14時46分)
- 三陸沖を震源とする、マグニチュード9.0(最大震度7、郡山市震度6弱)
- 河内埋立処分場・富久山衛生処理センターに仮置き場を設置し、損壊した瓦・塀・壁等の受入れを開始(3月19日)
- 可燃ごみの臨時収集実施(3月21日・22日)
- 可燃ごみの通常収集再開(3月28日)
- 不燃ごみの臨時収集実施(4月9日・10日)
- ごみの通常収集再開(4月11日)
- 富久山クリーンセンターに仮置き場を設置し、家電リサイクル法の対象4品目の受入れを開始(6月13日～9月30日)
- 粗大ごみ受付開始(5月9日)
- 「損壊家屋等の解体撤去事業」(東日本大震災に伴うもの)申込受付開始(6月6日)
- 「損壊家屋等の自己解体撤去支援事業」(東日本大震災に伴うもの)申込受付開始
(9月5日)
- 平成24年 「損壊家屋等の自己解体撤去支援事業」(東日本大震災に伴うもの)申込受付終了
(3月30日)
- 「損壊家屋等の解体撤去事業」申込受付終了(5月31日)
- 平成25年 富久山衛生処理センターの仮置き場受入終了(1月31日)
- 富久山クリーンセンター再生可能エネルギー固定価格買取制度へ移行(3月1日)
- 河内埋立処分場の仮置き場受入終了(3月29日)
- 河内クリーンセンター及び富久山衛生処理センター長寿命化工事着手
(平成25年度から平成29年度まで)
- 組織改編に伴い、「ごみ指導係」を「3R推進係」に改称(11月1日)

第2章 清掃事業の沿革と組織

- 平成26年 「損壊家屋等の解体撤去事業」(東日本大震災に伴うもの)における家屋等解体撤去を終了〈3月31日〉
消費税率の変更に伴い廃棄物処理手数料を改定(100分の105から100分の108へ)
「富久山クリーンセンター」と「リサイクルプラザ」の2施設を総称して、「富久山3Rセンター」とする〈4月1日〉
富久山クリーンセンター長寿命化工事着手(平成26年度から平成29年度まで)
- 平成27年 「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」の実施〈10月1日〉
日本郵便株式会社郡山市内郵便局との包括連携協定を締結〈11月27日〉
※ 平成13年8月9日に締結した「廃棄物の不法投棄についての情報提供に関する協定」は、新たな協定に基づき実施
「郡山市建築物等における物品の堆積による不良な状態の適正化に関する条例(ごみ屋敷条例)」を施行〈12月1日〉
ごみ屋敷条例の施行に伴い、「郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例」を一部改正〈12月1日〉
- 平成28年 郡山市旧富久山清掃センター(連続燃料式 90t/日 × 2基)解体工事着手〈3月8日〉
使用済小型電子機器等のリサイクルを本格開始〈4月1日〉
- 平成29年 水銀使用製品の分別収集の開始〈4月1日〉
郡山市旧富久山清掃センター解体工事終了〈6月〉
郡山市富久山クリーンセンターリサイクルプラザ受入用ストックヤード建設工事着手〈6月〉
河内埋立処分場第4期埋立地拡張事業(実施設計等業務)着手〈6月〉
- 平成30年 郡山市富久山クリーンセンターリサイクルプラザ受入用ストックヤード完成〈1月〉
河内クリーンセンター、富久山クリーンセンター及び富久山衛生処理センター長寿命化工事完了〈3月〉
「郡山市ごみ処理基本計画」及び「郡山市生活排水処理基本計画」を統合し「郡山市一般廃棄物処理基本計画」として改定〈4月1日〉
- 平成31年 西田埋立処分場閉鎖〈3月31日〉
組織改編に伴い、生活環境部内「廃棄物対策課」を廃止し、その業務を引継いだ「清掃課」を「3R推進課」に改称〈4月1日〉
- 令和元年 郡山市廃棄物減量等推進審議会において、「ごみ減量化推進のための生活系ごみ処理費用の適正負担について」諮問を受け審議が開始される〈5月31日〉
消費税率の変更に伴い廃棄物処理手数料を改定(100分の108から100分の110へ)〈10月1日〉
令和元年台風19号による水害発生〈10月12日・13日〉
富久山クリーンセンター・富久山衛生処理センターが被災し運転停止、粗大ごみ受付停止〈10月15日〉
被災地区ごとに災害ごみのエリア収集を実施〈10月15日～11月12日〉
河内クリーンセンター他9箇所に仮置き場を設置し災害廃棄物の受入れを開始〈10月16日〉
生活ごみの域外処理を8市町及び広域組合で実施〈10月19日～12月21日〉
し尿の域外処理を7市町及び広域組合で実施〈10月21日～2月6日〉
災害ごみの個別収集実施〈11月13日〉
富久山クリーンセンターリサイクルプラザ仮復旧〈11月29日〉
富久山クリーンセンター粗大ごみ処理施設仮復旧〈12月9日〉
富久山クリーンセンター焼却施設仮復旧〈12月16日〉
- 令和2年 「被災家屋等の解体撤去事業」(令和元年東日本台風被災に伴うもの)申込受付開始〈1月14日〉
富久山衛生処理センター第一処理施設仮復旧〈1月27日〉

第2章 清掃事業の沿革と組織

- 富久山衛生処理センター第二処理施設仮復旧〈2月14日〉
粗大ごみ受付再開〈2月25日〉
郡山市西田埋立処分場汚水処理施設等解体工事終了〈3月19日〉
仮置き場での災害廃棄物受入れ終了〈3月31日〉
「被災家屋等の解体撤去事業」(令和元年東日本台風被災に伴うもの)申込受付終了〈5月29日〉
河内埋立処分場第4期埋立地拡張工事着手〈9月〉(令和4年度まで)
郡山市廃棄物減量等推進審議会から、粗大ごみの有料化導入による効果や影響の検証と課題の整理を行い、今後も、生活系ごみ全体の処理費用の適正負担のあり方については、継続して審議を重ねるとした中間答申が提出される(11月30日)
- 令和3年 福島県沖地震発生〈2月13日 23時7分〉
平成23年に発生した東日本大震災の余震
マグニチュード7.3(最大震度6強、郡山市震度6弱)
両クリーンセンターで、地震により損壊した家財等(家電リサイクル法対象品目含む)の受入れを開始〈2月14日〉
富久山クリーンセンター本復旧工事及び富久山衛生処理センター第一・第二処理施設本復旧工事終了〈3月17日〉
組織改編に伴い、「生活環境部」を「環境部」に改称〈4月1日〉
「被災家屋等の解体撤去事業」(令和3年2月13日福島県沖地震被災に伴うもの)申込受付開始〈4月1日〉
両クリーンセンターで、地震により損壊した家財等(家電リサイクル法対象品目含む)の受入れを終了〈5月31日〉
「被災家屋等の解体撤去事業」(令和3年2月13日福島県沖地震被災に伴うもの)申込受付終了〈8月31日〉
「被災家屋等の解体撤去事業」(令和元年東日本台風被災に伴うもの)における家屋等の解体撤去を終了〈9月30日〉
富久山クリーンセンター粗大ごみ処理施設及びリサイクルプラザ長寿命化工事着手、河内埋立処分場第一汚水処理施設大規模改修工事着手(令和4年度まで)
- 令和4年 福島県沖地震発生〈3月16日 23時36分〉
マグニチュード7.3(最大震度6強、郡山市震度5強)
両クリーンセンターで、地震により損壊した家財等(家電リサイクル法対象品目含む)の受入れを開始〈3月17日〉
両クリーンセンターで、地震により損壊した家財等(家電リサイクル法対象品目含む)の受入れを終了〈4月17日〉
「被災家屋等の解体撤去事業」(令和4年3月16日福島県沖地震被災に伴うもの)申込受付開始〈4月25日〉
「被災家屋等の解体撤去事業」(令和4年3月16日福島県沖地震被災に伴うもの)申込受付終了〈7月29日〉
使用済みインクカートリッジの拠点回収を開始〈11月1日〉
- 令和5年 株式会社ジモティーとの協定締結による不要品リユース推進〈1月16日〉
リネットジャパンリサイクル株式会社との協定締結による小型家電宅配便回収推進〈2月1日〉
川崎重工業株式会社との、「ごみ処理施設における脱炭素化技術」実証実験に関する協定締結〈3月16日〉
「損壊家屋等の解体撤去事業」(令和3年2月13日福島県沖地震被災に伴うもの)における家屋等解体撤去を終了〈3月31日〉
高齢者や障がい者等でごみ出しが困難な世帯を対象に「郡山市要援護者ごみ戸別収集事業」を開始〈4月1日〉

第2章 清掃事業の沿革と組織

河内埋立処分場第4期埋立地拡張工事終了、供用開始(4月1日)

「損壊家屋等の解体撤去事業」(令和4年3月16日福島県沖地震被災に伴うもの)における家屋等解体撤去を終了(7月31日)

サーキュラーエコノミーを推進する取組みとして、富久山・河内両クリーンセンターから発生する焼却灰のうち、落下灰に含まれる貴金属類のリサイクルを開始(10月13日)

郡山市廃棄物減量等推進審議会において、廃棄物搬入料金について審議が開始される(10月26日)

株式会社マーケットエンタープライズと協定締結による不要品リユース推進(11月24日)

株式会社G-Placeと連携協定による、フードシェアリングサービス「こおりやまタベスケ」を試験的に開始(12月1日)

令和6年 食品ロス削減のため、フードドライブin郡山市役所を実施(1月29日)

組織改編に伴い、3R推進課の施設管理係を廃止し、「資源循環課」を新設、「3R推進課」を「5R推進課」に改称、3R推進課の富久山クリーンセンター及び河内クリーンセンターを室相当として、河内埋立処分場を係相当として資源循環課へ移管(4月1日)

電動式生ごみ処理機購入費補助金交付事業の再開(4月1日)

河内埋立処分場長寿命化工事着手(令和6年度から令和8年度まで)

民間事業者等が設置した資源回収スポットなどを、郡山市地理情報システムに掲載し市ウェブサイトで公開(8月1日)

「使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業」の実施(10月3日)

食品ロス削減のため、フードドライブin郡山市役所を実施(10月15日)

家庭用生ごみ処理容器「キエ一口」の作成教室を開催(10月26日)

フードシェアリングサービス「こおりやまタベスケ」の本格開始(12月1日)

郡山市廃棄物減量等推進審議会から、生活系ごみの処理費用の適正負担については引き続き検討する必要性、廃棄物処理手数料の見直し及び産業廃棄物の受入停止についての最終答申が提出される(12月26日)

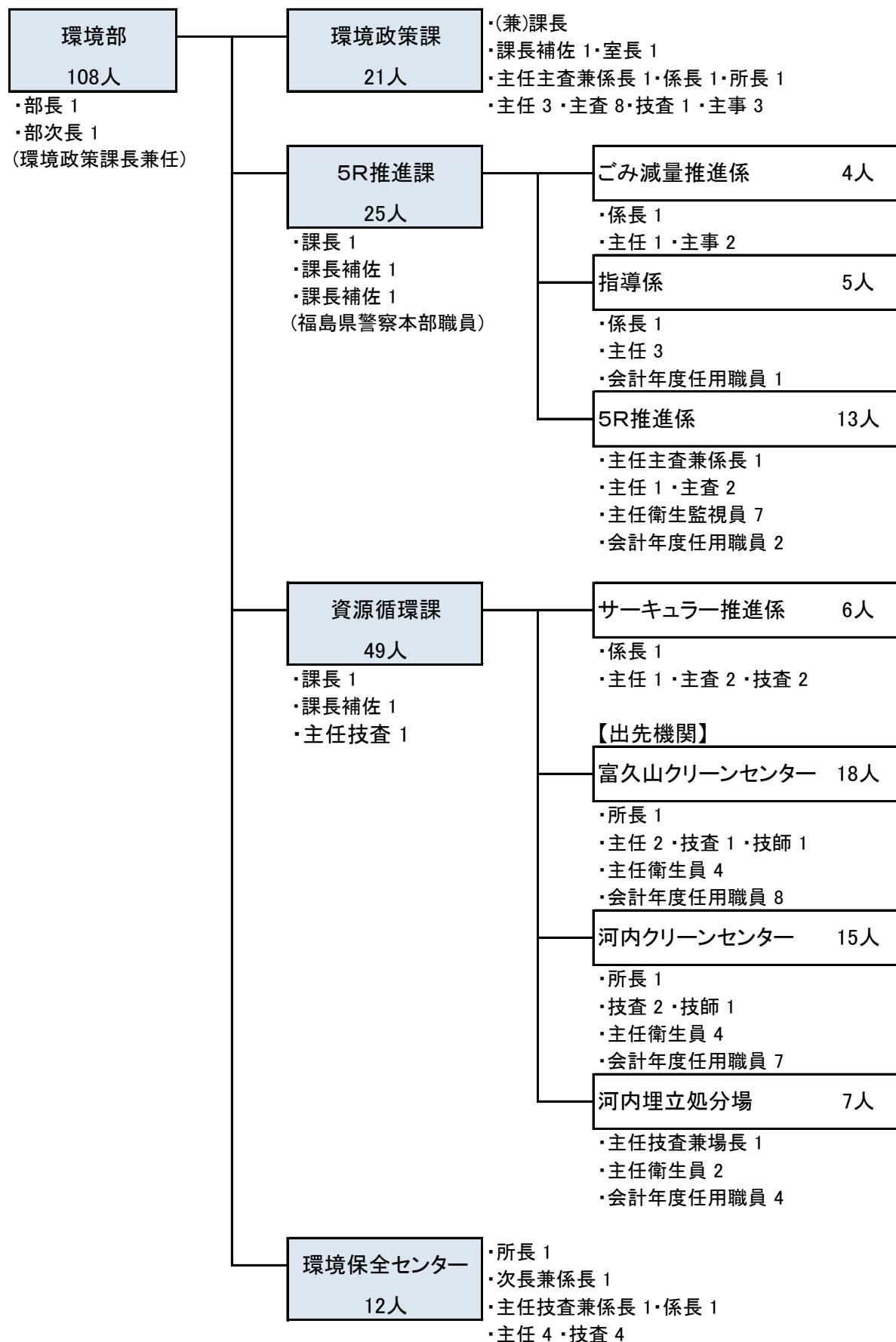
環境省実証事業リユーススポット事業を実施

令和7年 中央図書館においてごみ減量に向けた展示イベントを実施(3月13日)

令和7年3月議会定例会で条例改正案(廃棄物処理手数料改定及びあわせ産廃の受け入れ停止)が可決。(3月7日)

次期河内クリーンセンター基本構想を策定し、建替えを決定。(3月)

2 組織図(令和7年4月1日現在)



※ 5R推進課、資源循環課は会計年度任用職員を含む。

3 業務内容

【5R推進課】

ごみ減量推進係

- 1 一般廃棄物処理計画、循環型社会形成推進地域計画に関すること。
- 2 課内の事務連絡及び調整に関すること。
- 3 課内の庶務、予算及び経理に関すること。
- 4 一般廃棄物の減量政策の企画立案に関すること。
- 5 法改正等に伴う新たな一般廃棄物の処理の企画立案に関すること。
- 6 郡山市廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- 7 廃棄物処理に係る各種調査及び統計に関すること。
- 8 全国都市清掃会議に関すること。
- 9 一般廃棄物の5Rの啓発に関すること。
- 10 事業系一般廃棄物の出し方に係る周知・啓発に関すること。
- 11 『事業系一般廃棄物の減量に関する計画』に関すること。

指導係

- 1 一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物収集運搬業及び浄化槽清掃業に係る許可等に関すること。
- 2 廃棄物処分業及び処理施設に係る許認可等に関すること。
- 3 排出事業者及び廃棄物処理業者の指導監督に関すること。
- 4 不法投棄防止対策及び監視に関すること。
- 5 廃棄物の不適正処理、産業廃棄物、事業系一般廃棄物に係る苦情等に関すること。
- 6 自動車リサイクル法に基づく、引取業者及びフロン類回収業者の登録、解体業及び破碎業に係る許可等に関すること。
- 7 自動車リサイクル法関連事業者の指導監督に関すること。
- 8 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく届出・指導に関すること。

5R推進係

- 1 家庭廃棄物の排出基準及び収集運搬に関すること。
- 2 集団資源回収に関すること。
- 3 不法投棄廃棄物の回収に関すること。
- 4 犬猫等の死体処理に関すること。
- 5 郡山市保健委員会(環境浄化部)に関すること。
- 6 ポイ捨て等防止指導員に関すること。
- 7 クリーンこおりやま運動に関すること。
- 8 ごみ集積所に関すること。
- 9 拠点回収所の運営及び回収物の収集運搬に関すること。
- 10 粗大ごみリユース推進事業の受付・回収に関すること。
- 11 生ごみ減量の施策及び啓発に関すること。
- 12 建築物等における物品の堆積による不良な状態の適正化に関すること。

【資源循環課】

サーキュラー推進係

- 1 課内の事務連絡及び調整に関すること。
- 2 課内の庶務、予算及び経理に関すること。
- 3 市の一般廃棄物処理施設の整備事業に関すること。
- 4 河内埋立処分場の維持補修及び委託業務の設計・監督に関すること。
- 5 施設のサーキュラー(資源循環)施策の技術的推進に関すること。
- 6 公衆トイレ(他所属所管のものを除く)に関すること。
- 7 河内地区公害防止協議会に関すること。
- 8 ごみ処理施設等公有財産の管理に関すること。
- 9 事業系一般廃棄物年間搬入申請及び料金後納申請に関すること。
- 10 廃棄物処理法第11条第2項に定める産業廃棄物の受け入れに関すること。
- 11 家庭廃棄物の処理施設への搬入基準に関すること。
- 12 火災等による廃棄物の受入れに関すること。
- 13 リユース事業の実施に関すること。

〈清掃施設出先機関〉

富久山クリーンセンター

- 1 搬入ごみの処分に関すること。
- 2 資源物の中間処理(選別・圧縮梱包)及び売払いに関すること。
- 3 し尿の処理に関すること。
- 4 富久山クリーンセンターの維持補修及び委託業務の設計・監督に関すること。
- 5 施設のサーキュラー(資源循環)施策の技術的推進に関すること。
- 6 一般廃棄物処理施設の広報及び見学に関すること。

河内クリーンセンター

- 1 搬入ごみの処分に関すること。
- 2 河内クリーンセンターの維持補修及び委託業務の設計・監督に関すること。
- 3 施設のサーキュラー(資源循環)施策の技術的推進に関すること。
- 4 一般廃棄物処理施設の広報及び見学に関すること。

河内埋立処分場

- 1 ごみの埋立処分に関すること。
- 2 一般廃棄物処理施設の広報及び見学に関すること。

4 施設概要

○ 富久山クリーンセンター

〔所在地〕郡山市富久山町福原字北畠1-2 〔TEL〕024-932-3152 〔FAX〕024-932-0741

〔敷地面積〕36,200m²

本施設は、高効率のごみ焼却自動システムを取り入れた日量300tの焼却処理施設と80tの不燃粗大ごみ処理施設を機能的に配置した設備を有しており、特に周辺地域の環境保全と公害防止には最新の技術を導入し、万全を期している。

また、廃棄物の中から積極的に資源を回収し、再生、再利用を図るとともに、ここで発生した熱は、自家発電による売電や余熱の供給を行うなど、熱エネルギーの有効利用を図っている。

【焼却施設】

〔竣工〕	平成8年3月
〔建設費〕	159億9,000万円
〔改修費〕	26億3,088万円(長寿命化工事)
〔炉型式〕	全連続焼却式ストーカ型焼却プラント
〔焼却能力〕	300t/日(150t/24h × 2基)
〔主要設備〕	廃熱ボイラー設備、ろ過式集じん設備、脱硝・脱塩設備、ダスト固化設備、 背圧蒸気タービン発電設備(1,995kw)
〔運転管理体制〕	委託

【粗大ごみ処理施設】

〔竣工〕	平成8年3月
〔建設費〕	31億4,000万円
〔改修費〕	23億9,700万円(長寿命化工事)
〔破碎機型式〕	衝撃剪断併用回転方式
〔処理能力〕	80t/5h × 1基 ・不燃系 … 機械選別 20t/5h ・粗大系 … 機械選別 60t/5h
〔主要設備〕	回転式破碎機・磁選機・粒度選別機・アルミ選別機
〔運転管理体制〕	委託

【廃棄物発電・廃棄物熱利用】(平成25年3月1日、再生可能エネルギー固定価格買取制度へ移行)

〔令和6年度発電量〕	16,232,900 kwh
・令和6年度自家消費量	7,317,620 kwh
・令和6年度売電量	8,915,280 kwh
・令和6年度売電収入	74,041,395 円

【焼却灰の貴金属リサイクル事業】(令和5年10月から開始)

・令和6年度引取量	107.86 t
・令和6年度売却額	1,186,460 円

【施設見学者数(リサイクルプラザを含む)】

〔令和6年度受入状況〕	51 件 1,391 人
-------------	--------------

第2章 清掃事業の沿革と組織

○ 富久山クリーンセンター リサイクルプラザ

〔所在地〕郡山市富久山町福原字北畠1-2 〔TEL〕024-932-3152 〔FAX〕024-932-0741

〔延床面積〕3,901m²

本施設は、平成12年度に旧富久山清掃センター敷地内に設置され、びんの形状記憶や色識別など、精度の高い自動識別機を設置するとともに、ペットボトルとプラスチック製容器包装については不適物の選別ラインを設け、圧縮梱包機械で一定の成形品にし、それらを一定量保管する施設も備えている。

また、隣接する富久山クリーンセンターのごみ焼却施設で発電した電力を使用するとともに、給湯も余熱を再利用するなど省資源・省エネルギーの面や、騒音・振動・粉じんの防止など環境保全対策にも十分配慮したリサイクル施設となっている。

〔竣工〕	平成12年3月
〔建設費〕	14億9,200万円
〔改修費〕	6億4,200万円(長寿命化工事)
〔処理能力〕	35t/5h ・びん … 16.3t/5h ・ペットボトル … 1.4t/5h ・プラスチック製容器包装 … 17.3t/5h
〔処理設備〕	ペットボトル・プラスチック類自動圧縮梱包機 色識別・形状識別併用のびん自動色選別装置
〔運転管理体制〕	委託
〔資源リサイクル〕	・びん … 形状とともに、無色、茶色、その他色びんに選別 ・ペットボトル … 約60cm × 40cm × 30cmの直方体に圧縮梱包 (※ 1個当たり約18kg) ・プラスチック製容器包装 … 約100cm × 100cm × 140cmの直方体に 圧縮梱包(※ 1個当たり約200kg)

○ 河内クリーンセンター

〔所在地〕郡山市逢瀬町河内字西午房沢59 〔TEL〕024-957-2761 〔FAX〕024-957-2762

〔敷地面積〕68,000m²

本施設は、効率的なごみ処理を図るため、日量300tのごみ焼却処理施設と日量70tの粗大ごみ処理施設を兼ね備えている。

設備機能は、周辺環境の保全を最優先とするため公害防止装置を完備し、運転の自動化・省力化の徹底、焼却に伴う熱エネルギーを利用した自家発電、余剰蒸気の温水活用(逢瀬荘)など、効率的な運営をしている。

また、ダイオキシン排出濃度の新基準値(平成14年12月以降適用1ng/Nm³)をクリアするために、ダイオキシン削減対策改修工事を実施し、平成13年3月に完了した。

【焼却施設】

〔竣工〕	昭和59年2月
〔改 造〕	平成13年3月
〔建設費〕	67億3,437万円
〔改修費〕	28億4,820万円(ダイオキシン削減対策改修工事) 37億3,140万円(長寿命化工事)
〔炉型式〕	全連続焼却式ストーカ型焼却プラント
〔焼却能力〕	300t/日(150t/24h × 2基)
〔主要設備〕	廃熱ボイラー設備、ろ過式集じん設備、脱硝・脱塩設備、ダスト固化設備、 背圧蒸気タービン発電設備(1,700kw)
〔運転管理体制〕	委託

第2章 清掃事業の沿革と組織

【粗大ごみ処理施設】

〔竣工〕	昭和59年2月
〔建設費〕	11億3,490万円
〔破碎方式〕	衝撃剪断併用回転方式
〔破碎能力〕	70t/5h × 1基
〔主要設備〕	回転式破碎機・磁選機・アルミ選別機・振動ふるい・風力選別式
〔運転管理体制〕	委託

【廃棄物発電・廃棄物熱利用】

〔令和6年度発電量〕	8,147,390 kwh
・令和6年度自家消費量	6,325,178 kwh
・令和6年度売電量	1,822,212 kwh
・令和6年度売電収入	15,133,459 円

【焼却灰の貴金属リサイクル事業】(令和5年10月から開始)

・令和6年度引取量	114.69 t
・令和6年度売却額	1,261,590 円

【施設見学者数】

〔令和6年度受入状況〕	14 件	792 人
-------------	------	-------

○ 河内埋立処分場

〔所在地〕 郡山市逢瀬町河内字伏丑40-1 〔TEL〕 024-957-2765 〔FAX〕 024-957-2765

〔埋立処分場面積〕 292,761m²

本施設は、埋立面積144,700m²、埋立容量1,410,000m³の埋立処分地で、汚水処理施設2か所を設置し、周辺地域の自然環境及び景観等に十分配慮して、昭和58年11月から埋立を開始し、現在に至っている。

〔埋立方法〕	準好気性サンドイッチ工法
〔埋立開始〕	第1期埋立地 … 昭和58年11月
	第2期埋立地 … 平成5年6月
	第3期埋立地 … 平成10年6月
〔事業費〕	第1期埋立地 … 12億300万円
	第2期埋立地 … 2億2,000万円
	第3期埋立地 … 42億円
	第4期埋立地 … 47億4,900万円
	合 計 …… 103億7,200万円
〔工 期〕	第1期埋立地 … (着工)昭和57年9月 (竣工)昭和58年10月
	第2期埋立地 … (着工)平成2年9月 (竣工)平成4年3月
	第3期埋立地 … (着工)平成7年8月 (竣工)平成10年3月
	第4期埋立地 … (着工)令和2年9月 (竣工)令和5年3月
〔附帯施設〕	汚水処理棟(総処理能力 … 500m ³ /24h) ・第一汚水処理施設(処理能力 … 300m ³ /24h) ・第二汚水処理施設(処理能力 … 200m ³ /24h) 管理棟(計量棟) ・鉄骨、鉄筋コンクリート造り平屋建(112.48m ²)

第2章 清掃事業の沿革と組織

〔埋立面積・容量〕

	埋立面積(m ²)	埋立容量(m ³)
第1期埋立地	50,000	280,000
第2期埋立地	24,400	165,000
第3期埋立地	50,000	449,000
第4期埋立地	20,300	516,000
合 計	144,700	1,410,000

【施設見学者数】

〔令和6年度受入状況〕 1 件 14 人

○ 富久山クリーンセンター 衛生処理センター

〔所在地〕 郡山市富久山町福原字北畠40-1 〔TEL〕 024-932-3152 〔FAX〕 024-932-0741

本施設では、市内全域のし尿及び浄化槽汚泥を処理している。

〔供給電源〕 受電電圧 … 6,600V 契約電力 … 670kw

〔希釀水の種類〕 河川水表流水(一級河川 阿武隈川より取水)

〔放流先〕 一級河川 藤田川

〔し渣・汚泥処分方法〕 富久山クリーンセンターへ搬出し、焼却後河内埋立処分場で埋立処分

〔運転管理体制〕 委託

【第一処理施設】

〔敷地面積〕 14,310.28m²

〔処理方式〕 主処理 … 標準脱窒素処理方式

・高度処理 … 凝集沈殿処理+オゾン酸化処理+砂ろ過処理

・汚泥処理 … 濃縮後、第二処理施設へ移送し脱水処理

・臭気処理 … 高・中濃度臭気:薬液洗浄(酸+アルカリ次亜塩)

+活性炭吸着処理

低濃度臭気:水洗浄処理

〔竣工〕 昭和41年3月

〔増設〕 昭和55年3月

〔建設費〕 1億752万7千円

13億1,100万3千円(増設工事)

〔改修費〕 10億4,103万2千円(長寿命化工事)

〔処理能力〕 170kℓ/日

・生し尿 … 70kℓ/日

・浄化槽汚泥 … 100kℓ/日

【第二処理施設】

〔敷地面積〕 8,710.86m²

〔処理方式〕 主処理 … 高負荷脱窒素処理方式

・高度処理 … 凝集加圧浮上処理+砂ろ過処理+活性炭吸着処理

・汚泥処理 … 脱水処理脱水汚泥は富久山クリーンセンターへ搬出し、焼却処理

・臭気処理 … 中濃度臭気:薬液洗浄(酸+アルカリ次亜塩)

+活性炭吸着処理

低濃度臭気:活性炭吸着処理

〔竣工〕 平成2年3月

〔建設費〕 13億3,950万7千円

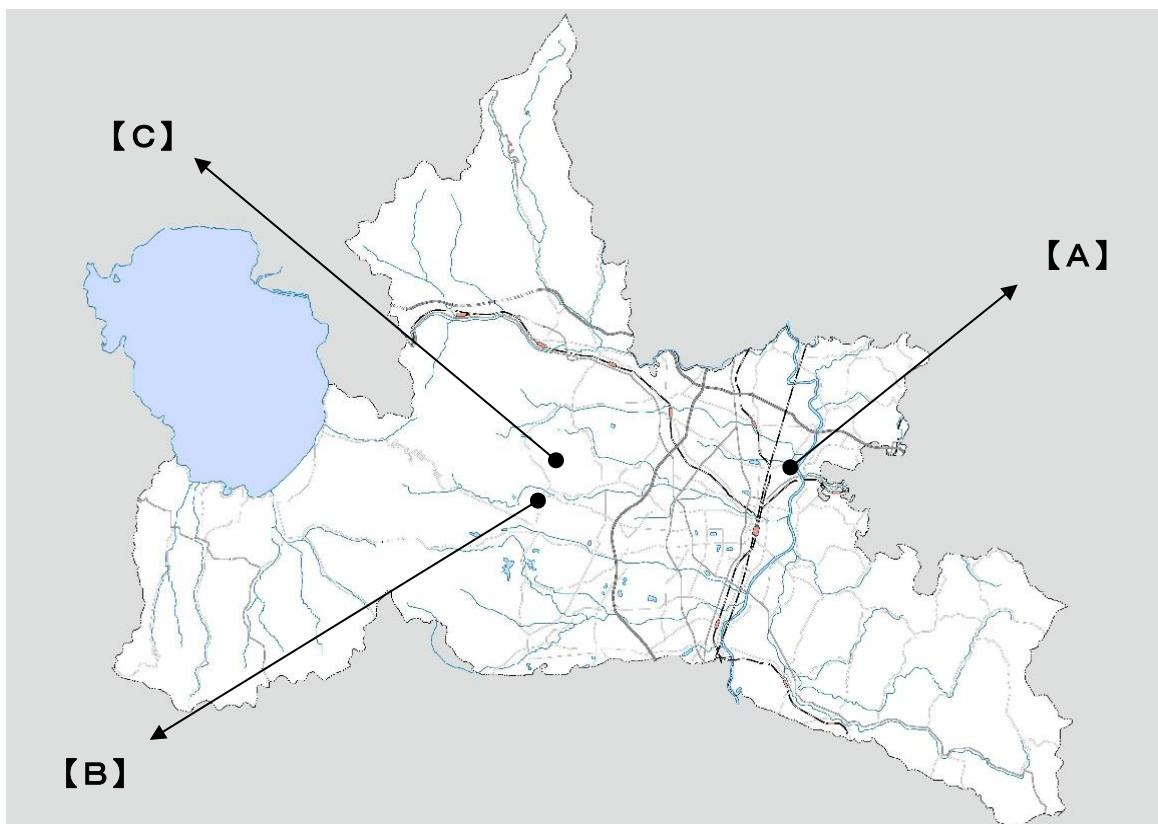
〔改修費〕 2億3,284万8千円(長寿命化工事)

〔処理能力〕 70kℓ/日

・し尿 … 60kℓ/日

・浄化槽汚泥 … 10kℓ/日

【清掃施設位置図】



【A】



《富久山クリーンセンター》

[住所] 郡山市富久山町福原字北畠1-2
[TEL] 024-932-3152 [FAX] 024-932-0741



《同リサイクルプラザ》



《同衛生処理センター》

【B】



《河内クリーンセンター》

[住所] 郡山市逢瀬町河内字西午房沢59
[TEL] 024-957-2761 [FAX] 024-957-2762

【C】



《河内埋立処分場》

[住所] 郡山市逢瀬町河内字伏丑40-1
[TEL・FAX] 024-957-2765

第3章 財政

1 ごみ処理費用の推移(清掃施設に係る減価償却費、土地代等を除く。)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
年間処理費用(千円)	10,785,177	5,952,305	9,358,731	3,390,894	3,463,129
年間1t当たり(円)	71,105	40,143	65,594	25,752	27,169
年間1人当たり(円)	32,614	18,250	28,877	10,745	11,066
年間1世帯当たり(円)	74,878	42,058	65,723	23,317	23,672

※ 人口及び世帯数については、令和6年10月1日現在の数値(住民基本台帳人口)で算定。

(人口 312,965 人 146,297 世帯)

令和2年度以降、令和元年東日本台風、及び令和3年、4年と2年連続で発生した福島県沖地震の影響により、災害ごみ処理費用や損壊建物解体撤去事業費用が増加している。

また、令和2年度から4年度まで、河内埋立処分場第4期埋立地拡張工事着手、富久山クリーンセンター粗大ごみ処理施設及びリサイクルプラザ長寿命化工事着手、河内埋立処分場第一汚水処理施設大規模改修工事着手するなど処理費用が増加している。

2 手数料

(1) 一般廃棄物処分手数料(令和元年10月1日改定)

家庭廃棄物の処分手数料	焼却処分・埋立処分	10kgにつき 50円
事業系一般廃棄物の処分手数料	焼却処分・埋立処分	10kgにつき 100円
犬、猫等の死体の処分手数料		1件につき 1,030円

※ 徴収する手数料の額は、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物の処分は、上記に定めた額に100分の110を乗じて得た額とし、動物の死体の処分については、上記に定める額とする。

(2) 許可等申請手数料(令和7年4月1日現在)

ア 一般廃棄物関係

一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき 10,000円
一般廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき 10,000円
一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件につき 10,000円
一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件につき 10,000円
一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業許可証の再交付申請手数料	1件につき 3,000円
一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 130,000円
一般廃棄物処理施設の変更許可申請手数料	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 120,000円
一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請手数料	1件につき 33,000円
一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定更新申請手数料	1件につき 20,000円
一般廃棄物処理施設の譲り受け又は借り受け許可申請手数料	1件につき 70,000円
一般廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合併又は分割認可申請手数料	1件につき 70,000円

第3章 財政

イ 淨化槽関係

浄化槽清掃業許可申請手数料	1件につき 10,000円
浄化槽清掃業許可証の再交付申請手数料	1件につき 3,000円

ウ 産業廃棄物関係

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定申請手数料	1件につき 147,000円
二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更認定申請手数料	1件につき 134,000円
産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき 81,000円
産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件につき 73,000円
産業廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき 100,000円
産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件につき 94,000円
産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料	1件につき 71,000円
産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料	1件につき 92,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき 81,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件につき 74,000円
特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき 100,000円
特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件につき 95,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料	1件につき 72,000円
特別管理産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料	1件につき 95,000円
産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 140,000円
	その他の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 120,000円
産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 130,000円
	その他の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 110,000円
産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請手数料	1件につき 33,000円
産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定更新申請手数料	1件につき 20,000円
産業廃棄物処理施設の譲り受け又は借り受け許可申請手数料	1件につき 70,000円
産業廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合併又は分割認可申請手数料	1件につき 70,000円

エ 自動車リサイクル関係

引取業登録申請手数料	1件につき 3,800円
引取業登録更新申請手数料	1件につき 3,400円
フロン類回収業登録申請手数料	1件につき 3,800円
フロン類回収業登録更新申請手数料	1件につき 3,400円
解体業許可申請手数料	1件につき 78,000円
解体業許可更新申請手数料	1件につき 70,000円
破碎業許可申請手数料	1件につき 84,000円
破碎業許可更新申請手数料	1件につき 77,000円
破碎業事業範囲変更許可申請手数料	1件につき 67,000円

第4章 ごみ処理事業

1 ごみ収集及び処理の状況

一般廃棄物は、家庭から排出されるごみと事業所から排出されるごみに分別される。

本市では、家庭から排出されるごみについては、ごみ集積所を設置し(ステーション方式)、平成10年度から全面委託収集を行っている。

また、令和5年度からは、一部の世帯を対象に戸別収集を実施している。

なお、事業所から排出されるごみは、事業者責任の原則から事業者自ら処理施設へ持ち込むか、廃棄物処理業者へ処理を依頼することとなる。

これらのごみは、クリーンセンターで中間処理され、埋立処分場で最終処分されている。

(1) 収集方法等(令和7年4月1日現在)

区分	燃やしてよいごみ	燃えないごみ	資源物		使用済小型家電	粗大ごみ	戸別収集(燃やしてよいごみ・燃えないごみ・資源物)※2
収集方法	透明又は半透明の袋によるステーション収集 ※ 5,822箇所(内訳 一般 3,698、専用 2,124)		①ボックス回収 ※1 ②イベント回収		戸別収集(電話又はインターネットで申込)	密閉容器等による収集 ※ 156箇所	
収集回数	週2回 (一部地域は週3回)	月1回 (一部地域は週1回)	週1回	完全隔週1回 (一部地域は週1回)	随時	週単位(翌週収集)	週1回(指定の曜日)
排出時間	午前6時から午前8時まで (一部地域は午前7時まで)				①開庁時間 ②イベント時	午前8時まで	午前8時まで
収集時刻	午前8時から (一部地域は午前7時から)				随時	随時	随時
収集運搬	市(委託)						

※1 回収ボックス設置場所

市役所本庁舎・西庁舎、各行政センター、市民サービスセンター、緑ヶ丘市民サービスセンター、中央公民館、富久山クリーンセンター及び河内クリーンセンター

※2 戸別収集

「郡山市要援護者ごみ戸別収集事業」で、ごみ集積所に自らが排出することが困難で、親族等の方から協力を得られない高齢者等に対し市が個別に回収する。

(2) 処理方法

種別	中間処理		最終処分
	実施主体	処理方法	
燃やしてよいごみ	市 (委託)	焼却(焼却灰の一部再資源化)	埋立て
燃えないごみ		破碎(資源化)・可燃残渣焼却	残渣埋立て
資源物		選別、圧縮・梱包(再資源化、一部直接資源化)	—
粗大ごみ		破碎(資源化)・可燃残渣焼却	残渣埋立て
使用済小型家電	業者委託	認定業者委託による再資源化	—
処理困難物	業者委託	処理業者委託による処理	—

第4章 ごみ処理事業

2 廃棄物統計

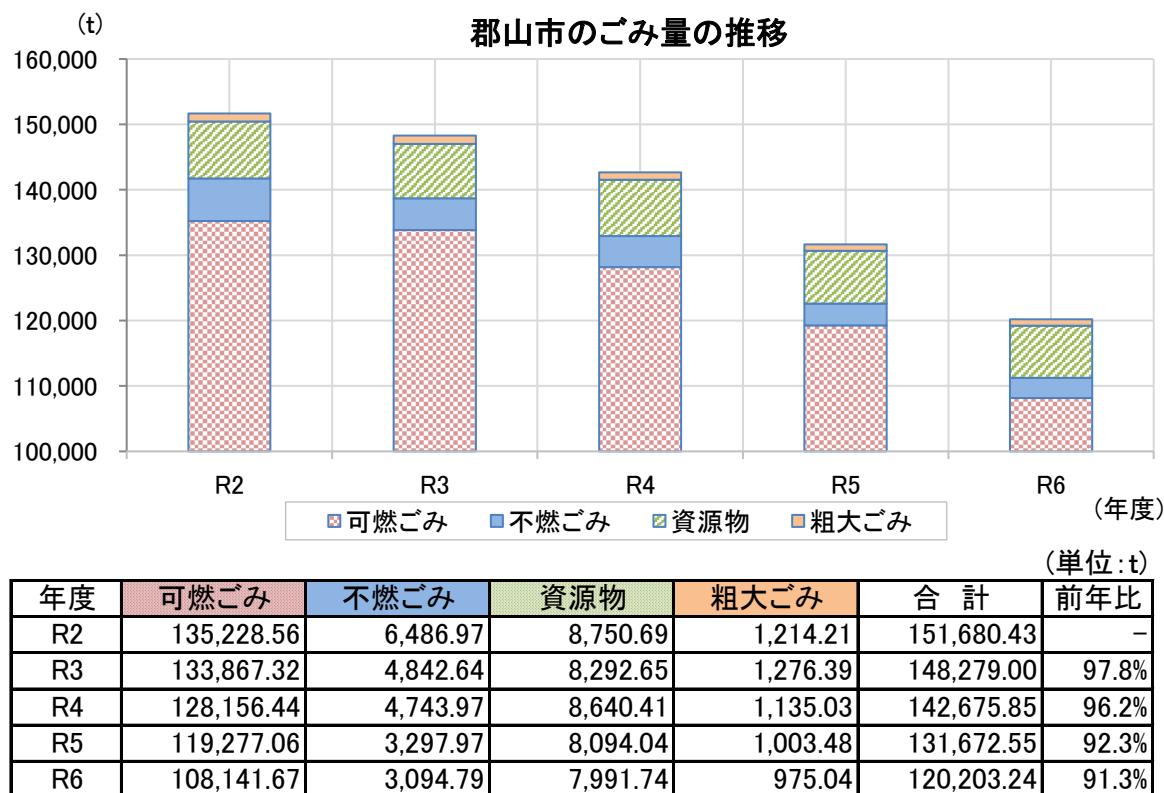
(1) 令和6年度ごみ処理フロー (単位:t)

全ごみ量(家庭系+事業系)	127,465.15							
汚泥類含む(家庭系+事業系+汚泥類)	129,901.33							
家庭系	76,028.93	事業系	51,436.22	汚泥類				
				2,436.18 (集団回収) (2,527.74)				
※ 事業系の内訳								
・一般廃棄物 44,174.31								
・産業廃棄物 7,261.91								
可燃ごみ (家庭系) (事業系)	115,403.58 64,287.21 51,116.37	不燃ごみ(埋立含む) (家庭系) (事業系)	3,094.79 3,021.59 73.20	粗大ごみ (家庭系) (事業系)	975.04 975.04 0.00	資源物 (家庭系) (事業系)	7,991.74 7,745.09 246.65	汚泥類 2,436.18
河内クリーンセンター	57,341.64	富久山クリーンセンター	72,363.23					
可燃ごみ 55,547.91	不燃ごみ 1,185.34	粗大ごみ 557.10	資源物 51.29	可燃ごみ 59,855.67	不燃ごみ 1,823.96	粗大ごみ 417.94	資源物 7,940.45	汚泥類 2,325.21
河内埋立処分場	17,251.01							
焼却灰 15,316.43	破碎不燃物 1,738.12	不燃ごみ 85.49	汚泥類 110.97					
※ 全体ごみ量に含めず								
※ 集団回収量は、全ごみ量に含まない。								
※ 災害廃棄物、郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例第42条に規定する、本市清掃施設で処理している産業廃棄物量を含む。								

(2) 令和6年度ごみ処理フロー(災害廃棄物及び産業廃棄物を除き、集団回収量含む) (単位:t)

全ごみ量(家庭系+事業系+集団回収)	122,730.98							
汚泥類含む(家庭系+事業系+汚泥類+集団回収)	125,167.16							
家庭系	76,028.93	事業系	44,174.31	汚泥類				
				2,436.18 集団回収 2,527.74				
※ 事業系の内訳								
・一般廃棄物 44,174.31								
・産業廃棄物 0.00								
可燃ごみ (家庭系) (事業系)	108,141.67 64,287.21 43,854.46	不燃ごみ(埋立含む) (家庭系) (事業系)	3,094.79 3,021.59 73.20	粗大ごみ (家庭系) (事業系)	975.04 975.04 0.00	資源物 (家庭系) (事業系)	7,991.74 7,745.09 246.65	汚泥類 2,436.18
河内クリーンセンター	53,712.55	富久山クリーンセンター	68,730.41					
可燃ごみ 51,918.82	不燃ごみ 1,185.34	粗大ごみ 557.10	資源物 51.29	可燃ごみ 56,222.85	不燃ごみ 1,823.96	粗大ごみ 417.94	資源物 7,940.45	汚泥類 2,325.21
河内埋立処分場	17,251.01							
焼却灰 15,316.43	破碎不燃物 1,738.12	不燃ごみ 85.49	汚泥類 110.97					
※ 全体ごみ量に含めず								
※ 環境省報告の一般廃棄物処理事業実態調査結果に即したもので、集団回収量を全ごみ量に含む。								
※ 災害廃棄物、郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例第42条に規定する、本市清掃施設で処理している産業廃棄物量は含まない。								

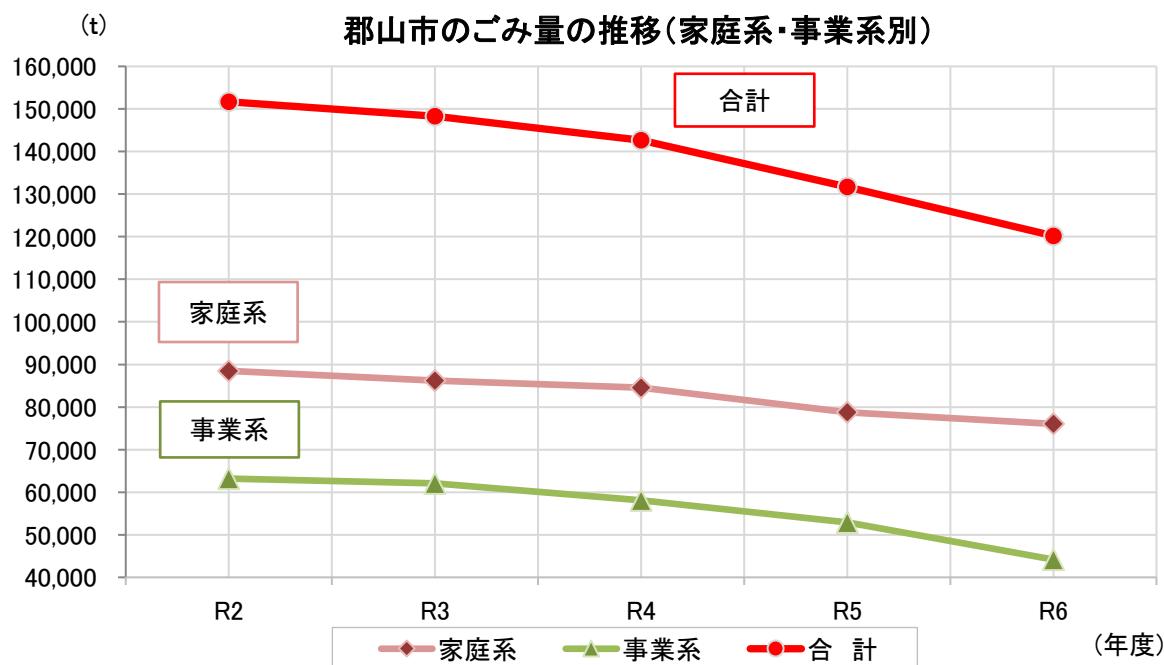
(3) ごみ量推移表



※ 集団回収量は含まない。

※ 災害廃棄物及び産業廃棄物を含む。

(4) 家庭系・事業系別のごみ量推移表

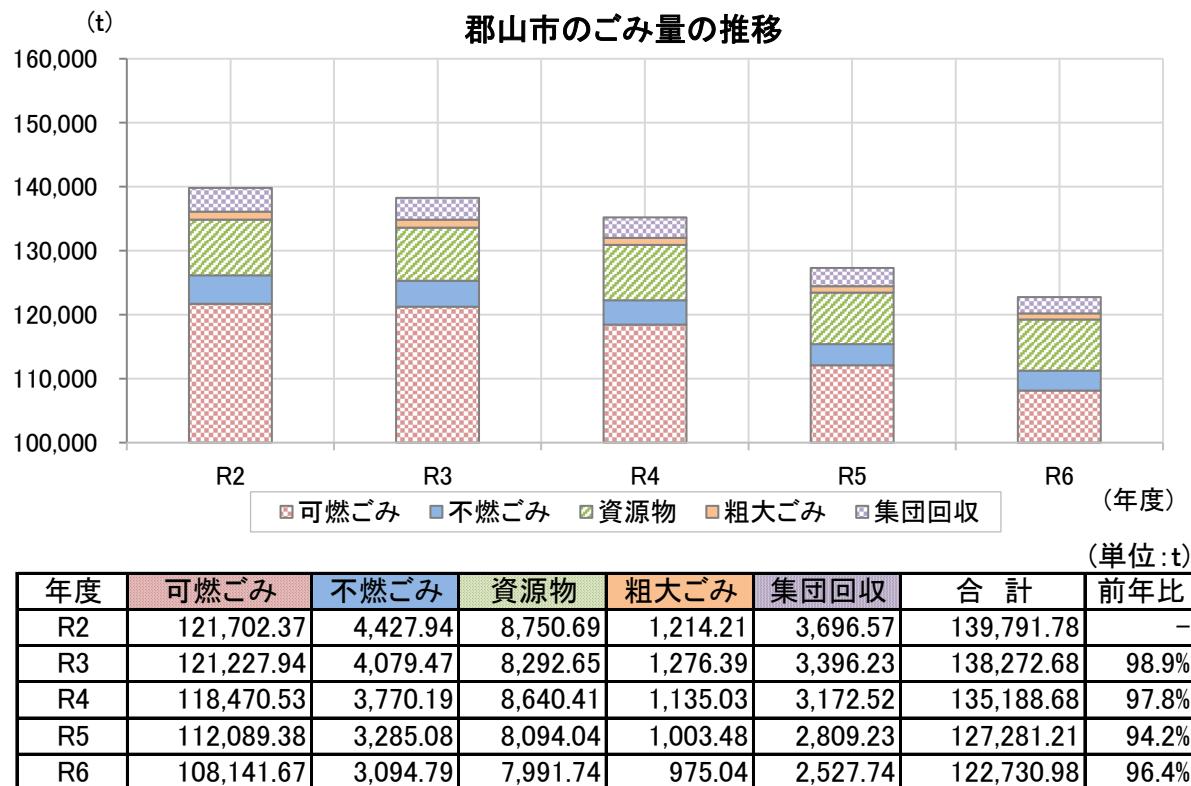


(単位:t)

年度	家庭系	(割合)	事業系	(割合)	合計	前年比
R2	88,491.84	58.3%	63,188.59	41.7%	151,680.43	-
R3	86,232.47	58.2%	62,046.53	41.8%	148,279.00	97.8%
R4	84,570.41	59.3%	58,105.44	40.7%	142,675.85	96.2%
R5	78,796.16	59.8%	52,876.39	40.2%	131,672.55	92.3%
R6	76,028.93	63.3%	44,174.31	36.7%	120,203.24	91.3%

第4章 ごみ処理事業

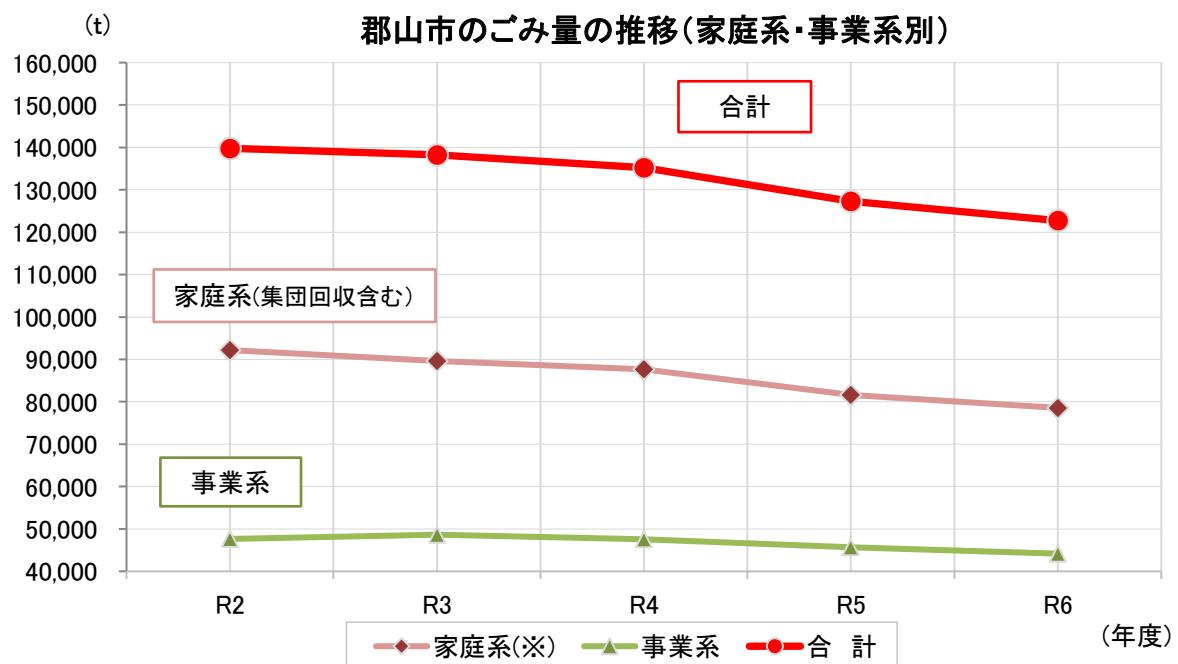
(5) ごみ量推移表(災害廃棄物及び産業廃棄物を除き、集団回収量含む)



※ 集団回収量を含む。

※ 災害廃棄物及び産業廃棄物は含まない。

(6) 家庭系・事業系別のごみ量推移表(災害廃棄物及び産業廃棄物を除き、集団回収量含む)



※ 集団回収量は家庭系に含む。

第4章 ごみ処理事業

(7) 清掃施設別搬入状況

ア 富久山クリーンセンター

(単位:t)

年度	可燃ごみ	不燃ごみ	資源物	粗大ごみ	汚泥類等	合計
R2	68,053.26	3,337.52	8,694.88	701.73	2,836.61	83,624.00
R3	69,967.82	2,607.54	8,292.65	686.08	2,644.32	84,198.41
R4	68,034.80	1,857.83	8,603.36	295.68	2,546.90	81,338.57
R5	60,115.80	1,953.36	8,049.82	410.53	2,376.09	72,905.60
R6	56,222.85	1,823.96	7,940.45	417.94	2,325.21	68,730.41

※ し尿汚泥

イ 河内クリーンセンター

(単位:t)

年度	可燃ごみ	不燃ごみ	資源物	粗大ごみ	汚泥類等	合計
R2	67,175.30	3,111.52	55.81	512.48	0.00	70,855.11
R3	63,899.50	2,206.41	0.00	590.31	0.00	66,696.22
R4	60,121.64	2,780.15	37.05	839.35	0.00	63,778.19
R5	59,161.26	1,234.41	44.22	592.95	0.00	61,032.84
R6	51,918.82	1,185.34	51.29	557.10	0.00	53,712.55

ウ 河内埋立処分場

(単位:t)

年度	不燃ごみ	汚泥類	焼却灰	破碎不燃物	その他(災害等)	合計
R2	37.93	49.32	20,751.40	2,306.23	0.00	23,144.88
R3	28.69	53.38	19,875.34	2,084.64	0.00	22,042.05
R4	105.99	119.65	18,881.23	1,563.99	0.00	20,670.86
R5	110.20	144.20	16,694.67	1,766.01	0.00	18,715.08
R6	85.49	110.97	15,316.43	1,738.12	0.00	17,251.01

(8) 取扱者別搬入状況 ※ 汚泥類を除く

(単位:t)

年度	直営	委託	許可業者	自己搬入	合計
可燃ごみ	R2	0.00	69,728.27	37,645.89	135,228.56
	R3	0.00	67,999.33	42,681.60	133,867.32
	R4	0.00	66,122.42	40,562.92	128,156.44
	R5	0.00	62,068.59	39,784.67	119,277.06
	R6	0.00	60,046.49	38,876.87	115,403.58
不燃ごみ	R2	0.21	3,857.04	0.00	2,629.72
	R3	0.00	3,544.88	5.37	1,292.39
	R4	0.00	3,191.99	0.92	1,551.06
	R5	0.00	2,753.11	0.00	544.86
	R6	0.00	2,536.19	0.00	558.60
資源物	R2	0.00	8,570.46	0.00	180.23
	R3	0.00	8,180.30	0.00	112.35
	R4	0.00	8,501.60	0.00	138.81
	R5	0.00	7,928.22	0.00	165.82
	R6	0.00	7,745.09	0.00	246.65
粗大ごみ	R2	0.00	1,214.21	0.00	0.00
	R3	0.00	1,276.39	0.00	0.00
	R4	0.00	1,135.03	0.00	0.00
	R5	0.00	1,003.48	0.00	0.00
	R6	0.00	975.04	0.00	0.00
合計	R2	0.21	83,369.98	37,645.89	151,680.43
	R3	0.00	81,000.90	42,686.97	148,279.00
	R4	0.00	78,951.04	40,563.84	142,675.85
	R5	0.00	73,753.40	39,784.67	131,672.55
	R6	0.00	71,302.81	38,876.87	127,465.15

第4章 ごみ処理事業

(9) 家庭系ごみと事業系ごみの推移 ※ 汚泥類を除く

		R2	R3	R4	R5	R6
可燃ごみ	家庭系(t)	74,346.85	72,767.20	71,225.51	66,657.05	64,287.21
	割合(%)	55.0	54.4	55.6	55.9	55.7
	対前年比(%)	103.4	97.9	97.9	93.6	96.4
	事業系(t)	60,881.71	61,100.12	56,930.93	52,620.01	51,116.37
	割合(%)	45.0	45.6	44.4	44.1	44.3
	対前年比(%)	85.7	100.4	93.2	92.4	97.1
	合 計(t)	135,228.56	133,867.32	128,156.44	119,277.06	115,403.58
不燃ごみ	家庭系(t)	4,360.32	4,008.58	3,708.27	3,207.41	3,021.59
	割合(%)	67.2	82.8	78.2	97.3	97.6
	対前年比(%)	111.0	91.9	92.5	86.5	94.2
	事業系(t)	2,126.65	834.06	1,035.70	90.56	73.20
	割合(%)	32.8	17.2	21.8	2.7	2.4
	対前年比(%)	84.7	39.2	124.2	8.7	80.8
	合 計(t)	6,486.97	4,842.64	4,743.97	3,297.97	3,094.79
資源物	家庭系(t)	8,570.46	8,180.30	8,501.60	7,928.22	7,745.09
	割合(%)	97.9	98.6	98.4	98.0	96.9
	対前年比(%)	121.7	95.4	103.9	93.3	97.7
	事業系(t)	180.23	112.35	138.81	165.82	246.65
	割合(%)	2.1	1.4	1.6	2.0	3.1
	対前年比(%)	113.5	62.3	123.6	119.5	148.7
	合 計(t)	8,750.69	8,292.65	8,640.41	8,094.04	7,991.74
粗大ごみ	家庭系(t)	1,214.21	1,276.39	1,135.03	1,003.48	975.04
	割合(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	対前年比(%)	177.8	105.1	88.9	88.4	97.2
	事業系(t)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	割合(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	対前年比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	合 計(t)	1,214.21	1,276.39	1,135.03	1,003.48	975.04
合計	家庭系(t)	88,491.84	86,232.47	84,570.41	78,796.16	76,028.93
	割合(%)	58.3	58.2	59.3	59.8	59.6
	対前年比(%)	105.9	97.4	98.1	93.2	96.5
	事業系(t)	63,188.59	62,046.53	58,105.44	52,876.39	51,436.22
	割合(%)	41.7	41.8	40.7	40.2	40.4
	対前年比(%)	85.7	98.2	93.6	91.0	97.3
	合 計(t)	151,680.43	148,279.00	142,675.85	131,672.55	127,465.15
対前年比(%)		96.5	97.8	96.2	92.3	96.8

第4章 ごみ処理事業

(10) 令和6年度搬入内訳 ※ 汚泥類を除く

(単位:t)

可燃ごみ 115,403.58	家庭系 64,287.21	直営	0.00
		委託	60,046.49
		家庭(無料)	1,393.68
		家庭(有料)	2,847.04
	事業系 51,116.37	許可	38,876.87
		事業所	11,429.66
		公共	809.84
不燃ごみ 3,009.30	家庭系 2,936.16	直営	0.00
		委託	2,536.19
		家庭(無料)	102.97
		家庭(有料)	297.00
	事業系 73.14	許可	0.00
		事業所	35.48
		公共	37.66
不燃ごみ(埋立) 85.49	家庭系 85.43	直営	0.00
		家庭	85.43
	事業系 0.06	許可	0.00
		事業所	0.06
粗大ごみ 975.04	家庭系 975.04	委託	975.04
		公共	0.00
	家庭系 7,745.09 (内訳)	委託	7,745.09
		缶	(937.79)
		紙	(2,765.26)
		びん	(1,624.66)
		ペットボトル	(902.69)
		プラスチック製容器包装	(1,514.69)
資源物 7,991.74	事業系 246.65	事業所	246.65
		合計	127,465.15

(11) 令和6年度直接資源化及び中間処理による再資源化量内訳

(単位:t)

粗大ごみ処理施設による資源化量 (選別、圧縮・梱包) 〈中間処理〉	799.22	スチール缶	301.80
		アルミ缶	497.42
リサイクル施設による資源化量 (選別、圧縮・梱包) 〈中間処理〉	3,531.41	生びん	62.83
		透明びん	426.37
		茶色びん	484.70
		その他びん	278.50
		ペットボトル	702.97
		プラスチック製容器包装	1,342.57
		紙パック	11.57
		その他紙製容器	221.90
収集後直接資源化を行った資源化量 (紙・使用済小型家電) 〈直接資源化〉	2,716.98	段ボール	1,062.50
		新聞紙	1,075.83
		雑誌	563.24
		パソコン・携帯電話等	15.41
粗大ごみ処理施設による資源化量 (破碎) 〈中間処理〉	1,461.45	鉄屑	1,300.70
		アルミ屑	160.75
焼却施設による焼却灰からの資源化量 (焼却) 〈中間処理〉	222.55	貴金属類	222.55
合計			8,731.61

第4章 ごみ処理事業

(12) 令和6年度ごみ量及び処理費用

一般廃棄物処理事業実態調査(令和6年度実績)に基づき、災害廃棄物及び産業廃棄物を除いて算出。(集団回収量は含まない)

※ 人口及び世帯数については、令和6年10月1日現在の数値(住民基本台帳人口)で算定。
(人口 312,965人 146,297世帯)

ア ごみ量(汚泥類を除く)

	ごみ量(t)
全ごみ量	127,465.15
災害廃棄物量	0.00
産業廃棄物量	△ 7,261.91
計	120,203.24

	一日当たり(g)	一年間当たり(t)
一人当たり	1,052.27	384.08
一世帯当たり	2,251.06	821.64

	一日当たり(t)	一年間当たり(t)
郡山市全体	329.32	120,203.24

イ ごみ処理費用 (単位:円)

	年間処理費用 (A)	災害処理費用 (B)	処理費用 (A-B)
5R推進管理費・資源循環管理費	10,962,503	0	10,962,503
ごみ収集費	973,927,764	0	973,927,764
ごみの減量と資源再利用推進事業費	18,585,182	0	18,585,182
富久山・河内クリーンセンター費	1,876,729,196	0	1,876,729,196
富久山クリーンセンター資源化選別施設費	72,353,177	0	72,353,177
河内埋立処分場費	136,789,729	0	136,789,729
小計	3,089,347,551	0	3,089,347,551
職員給与費	373,781,224	0	373,781,224
合計	3,463,128,775	0	3,463,128,775

	金額(円)
1t当たり	28,811

	一日当たり(円)	一年間当たり(円)
一人当たり	30	11,066
一世帯当たり	65	23,672
郡山市全体	9,488,024	3,463,128,775

第4章 ごみ処理事業

(13) 1人1日当たりのごみ排出量及びリサイクル率

※ 一般廃棄物処理事業実態調査(環境省報告)により、災害廃棄物及び産業廃棄物を除き、集団回収量を含む。

※ 人口は毎年10月1日現在の数値(住民基本台帳人口)で算定

区分	1人1日当たりの排出量				リサイクル率 (直接資源化量 +中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量) (%)
	合計 (ごみ総排出量) (g/人日)	生活系ごみ (生活系ごみ搬入 量+集団回収量) (g/人日)	家庭系ごみ (生活系ごみ-集団 回収量-生活系直 接搬入ごみ[資源 ごみ]-資源ごみ收 集量) (g/人日)	事業系ごみ (事業系ごみ搬入 量) (g/人日)	
R2	1,190	785	-	405	10.1
R3	1,183	767	-	416	9.9
R4	1,165	755	654	410	9.3
R5	1,102	707	590	395	9.2
R6	1,074	688	576	387	9.3

(14) 粗大ごみ受付件数

年度	R2	R3	R4	R5	R6
件数	22,725	23,336	21,739	19,640	19,890

※ 電話又はインターネットで申込みを受付し、無料で戸別回収している。

(15) 犬、猫等の死体の処分手数料徴収件数

年度	R2	R3	R4	R5	R6
5R推進課	80	86	68	59	64
資源循環課	富久山クリーンセンター	120	154	121	154
	河内クリーンセンター	120	89	74	87
件 数	320	329	263	300	303

(16) 余熱・資源の有効利用

ア 余熱の有効利用について

本市のごみ焼却施設である富久山・河内の両クリーンセンターでは、ごみを焼却する際の熱を利用して蒸気を発生させ、その蒸気をタービンに送り発電している。

発電した電気は、クリーンセンター内の電力として使われるほか、余剰電力を電気事業者に売電している。

また、発生した蒸気は、クリーンセンター内の給湯や空調設備の熱源として利用しているほか、河内クリーンセンターでは、隣接する高齢者文化教養センター「逢瀬荘」の暖房や給湯の熱源として利用している。

イ 資源のリサイクルについて

収集した紙類・ペットボトル等の資源物や不燃ごみ・粗大ごみを処理する過程で回収した鉄・アルミ等の資源物をリサイクルの原料として売却するほか、使用済小型家電や焼却灰からの貴金属のリサイクルを進め有用金属の再資源化事業を実施し資源の有効利用を図っている。

ウ 売電・売却収入実績

(単位:円)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
売電収入	69,990,457	108,746,749	97,061,520	89,969,962	89,174,854
資源物売却収入	50,198,346	67,681,794	115,163,316	109,437,473	108,507,013

※ 余熱の有効利用による売電収入及び資源物の売却による収入は、両クリーンセンターの管理・運営費に充当している。

第4章 ごみ処理事業

3 一般廃棄物処理業許可状況

○ 一般廃棄物処理業許可件数

種別	R2	R3	R4	R5	R6
一般廃棄物(ごみ)収集運搬業	11	50	11	49	10
一般廃棄物(特定家電)収集運搬業	0	0	0	0	0
一般廃棄物(し尿)収集運搬業	1	16	1	16	1
一般廃棄物処分業	1	3	1	3	1

4 産業廃棄物処理業許可状況等

(1) 産業廃棄物処理業許可件数

種別	R2	R3	R4	R5	R6
産業廃棄物収集運搬業	9	8	4	4	8
産業廃棄物処分業	13	14	8	6	11
特別管理産業廃棄物収集運搬業	0	1	0	2	0
特別管理産業廃棄物処分業	0	0	0	3	0

(2) 立入検査(一般廃棄物を含む。)件数

種別	R2	R3	R4	R5	R6
収集運搬業者	7	0	1	0	0
処分業者	0	0	0	0	0
最終処分場の水質分析	12	13	10	10	9

(3) 苦情処理(一般廃棄物を含む。)件数

種別	R2	R3	R4	R5	R6
不法投棄	35	52	61	63	62
野外焼却	12	10	10	10	12
不適正処理	9	31	30	28	37

1 ごみの減量化及び再資源化

(1) 資源回収推進報奨金交付制度

ごみの減量及びごみ問題に対する市民の意識を高揚し、資源の有効利用を図ることを目的として、昭和58年から再生利用可能な廃棄物の集団回収運動を展開し、実績をあげた実施団体に対して1kgについて5円を報奨金として交付している。

ア 対象団体 …… 有価物の集団回収を定期的に実施する市内の地域住民で組織する町内会及びその他団体

イ 対象品目

- ・ 古紙 …… 新聞紙類、雑誌類、段ボール類、紙パック
- ・ 金属 …… 鉄類、非鉄類
- ・ 繊維 …… 布類、ボロ類
- ・ ビン …… 酒ビン類、洋酒ビン類

○ 実施状況

(単位:件 t 円)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
実施団体数	424	379	379	358	363
回収量	3,696.57	3,396.23	3,172.52	2,809.23	2,527.74
報奨金交付額	18,482,825	16,981,155	15,862,565	14,046,170	12,636,390

○ 回収量内訳

(単位:t)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
古紙	3,483.18	3,206.80	2,995.82	2,653.08	2,380.87
金属	133.77	125.25	120.84	108.31	104.35
繊維	2.08	0.99	0.64	0.65	1.23
ビン	77.54	63.19	55.22	47.20	41.29
合 計	3,696.57	3,396.23	3,172.52	2,809.23	2,527.74

(2) 分別収集推進事業

平成9年4月施行の「容器包装リサイクル法」を1年前倒しし、平成8年4月から資源物の有効利用を図ることを目的として、資源物の分別収集を実施し、ごみの減量化による最終処分場の延命化を図る。

また、平成12年4月からは、リサイクルプラザの稼動にあわせて、ペットボトルとプラスチック類を加えた5種14品目での分別収集を開始し、平成15年4月からは、びん、乾電池、ガスカートリッジ・スプレー缶の排出方法を見直し、4種12分別とした。

さらに、平成21年4月からは、びん、乾電池、ガスカートリッジ・スプレー缶を1分別としていたものを、「びん・乾電池」と「ガスカートリッジ・スプレー缶」の2分別とし、4種13分別とした。

【分別種類】 ≪4種13分別≫

≪4種の内訳≫

- ① 燃やしてよいごみ … 生ごみ、木くず、紙くず、ゴム、革製品等
- ② 燃えないごみ …… ガラス類、陶器類、小型家電製品、水銀使用製品等
- ③ 粗大ごみ …… 大型家具、自転車、健康器具等 ※ 家電リサイクル法対象品目を除く
- ④ 資源物

≪13分別の内訳≫

- | | |
|------------------|---------------|
| ① 燃やしてよいごみ | ⑧ 雑誌 |
| ② 燃えないごみ | ⑨ 段ボール |
| ③ 粗大ごみ | ⑩ 紙パック |
| ④ びん・乾電池 | ⑪ その他紙製容器包装 |
| ⑤ ガスカートリッジ・スプレー缶 | ⑫ ペットボトル |
| ⑥ アルミ缶・スチール缶 | ⑬ プラスチック製容器包装 |
| ⑦ 新聞 | |

第5章 市民協力推進事業

(3) 生ごみ処理容器無償貸与事業

一般家庭から排出される生ごみを堆肥化し、自家処理することによりごみの減量化及び環境保全に対する意識の高揚を図ることを目的として、生ごみ処理容器無償貸与事業を行っている。

コンポスト容器は平成4年から2年間、ボカシ容器は平成7年から3年間にわたり、処理容器の効果を調査した。

その結果、ごみの減量効果が顕著であることから、コンポスト容器は平成6年度から、ボカシ容器は平成10年度から無償貸与を行っている。

【コンポスト容器無償貸与数】



コンポスト容器は、生ごみや草などを自然に堆肥化する容器で、自然堆肥化容器とも呼ばれ、上部に蓋があり、底部がなく、生ごみの水分が地中に浸透し、悪臭・害虫等を外部にもらさない構造となっている。

容器の貸与は、一世帯につき、大…190ℓ(直径・高さ70cm)又は小…130ℓ(直径・高さ60cm)のいずれか1個で、貸与期間は2年間でその後無償譲与となる。

年度	R2	R3	R4	R5	R6	※ 平成4年度からの累計
貸与数	167	213	253	185	192	11,214 個

【ボカシ容器無償貸与数】



ボカシ容器は、ボカシを用い、生ごみを発酵させ堆肥化する容器で密封発酵容器とも呼ばれ、上部に蓋があり、蓋部分が密封式になっており、密封時には容器内に空気が混入しない構造となっている。

容器20ℓ(直径34cm・高さ38cm)の貸与は、一世帯につき1組(2個で1組)で、貸与期間は2年間でその後無償譲与となる。

年度	R2	R3	R4	R5	R6	※ 平成7年度からの累計
貸与数	105	133	132	120	126	6,873 個

(4) 電動式生ごみ処理機購入費補助金交付事業

家庭から排出される生ごみを自家処理することにより、生ごみの減量化及び再資源化を図るために、平成12年度から家庭用又は集合住宅用に電動式生ごみ処理機を購入し設置する市民に対して、電動式生ごみ処理機の購入補助を開始した。

なお、平成26年度～令和5年度まで事業を休止していたが、令和6年度に事業を再開した。

ア 対象者

- ・市内に住所を有し、かつ、居住していること
- ・市内の販売店舗から購入したこと
- ・減量化又は堆肥化された生ごみを自己の責任において処理できること
- ・家庭用生ごみ処理機の使用状況についてのアンケートに協力できること
- ・市税等の滞納がないこと

イ 補助額

購入費(消費税を除く。)の2分の1以内で、1台につき2万5千円を限度とする

- ・平成12年度からの累計 3,138 件
- ・補助金の総額 74,895,155 円

[令和6年度実績]

- ・補助件数 145 件
- ・補助額 2,916,440 円

第5章 市民協力推進事業

(5) 粗大ごみリユース(再使用)推進事業

3Rの一つであるリユースを推進するため、平成20年11月から、比較的使用状態が良く、また、修理等を要せず現状のまま再使用できる粗大ごみを市民に無償で提供している。

年度	回数	展示・申込期間	展示数	申込数	リユース数	平均倍率
H30	2回	7/31～2/16	37	136	36	3.7(最高19倍)
R1	1回	7/31～8/3	15	42	11	2.8(最高7倍)
R2	新型コロナウイルスの影響により中止					
R3	新型コロナウイルスの影響により中止					
R4～	※ 令和4年度からは、不要品リユースに係る連携事業(ジモティー、おいら)により、リユースを推進している。 ※ 令和6年度は、使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業で実施					

(6) フードシェアリングサービス「こおりやまタベスケ」

食品ロス削減を推進するため、令和5年12月から株式会社G-Placeとの連携協定により市内のお店と住民との食品ロス削減をテーマにつなぐ、フードシェアリングサービスの実証実験を実施。令和6年12月からは、サービスを継続するために本格運用を開始した。

- ・令和6年度実績 食品ロス削減量 1,483 kg

(7) 資源物回収スポットマップの公開

ごみの減量と資源物の有効活用のため、令和6年8月1日からスーパーなどの店頭回収や民間事業者等が設置した資源物回収ボックスなどを、郡山市地理情報システムに掲載し市ウェブサイトで公開した。

- ・令和6年度実績 収集量 2,803 t

(8) 使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業の実施

市民の「不要だがまだ使える」ものを集め、必要としている人にリユースするため、郡山市リユーススポットを設置。また、広い市域で効率良くリユーススポットを運営するためには何が必要か、必要な情報を得るための実証実験事業として実施した。

- ・実施期間 令和6年10月3日から令和6年12月13日まで
- ・実施場所 河内クリーンセンター(常設)、市役所・各公民館等(臨時)
- ・実績 総量 20,645.4kg (49,369点)
引渡量 15,004.6kg (32,805点)
リサイクル量 5,100.0kg (15,078点)
廃棄量 540.8kg (1,486点)

(9) フードドライブin郡山市役所の実施

家庭で使用していない食品を集め、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動で、市職員を対象に実施し、食品ロス削減を推進した。

- ・実施期間 令和6年10月15日から令和6年10月17日まで
- ・実績 44.2kg (120点)

2 啓発及び広報事業

(1) 5Rフェスティバルの実施

平成5年から「ごみ減量とリサイクル」、「きれいなまちづくりと環境保全」に対する市民の意識高揚を図るため、以下の4つのイベントからなる「5Rフェスティバル」を実施している(32回目)。

(平成23年度は、東日本大震災により全て中止、令和2~4年度は新型コロナウイルスの影響により一部中止、平成26年度に「クリーンフェスティバル」から「3Rフェスティバル」に、令和6年度に「3Rフェスティバル」から「5Rフェスティバル」に名称変更)

ア【「ごみゼロの日」ポイ捨て等防止啓発キャンペーン】

5月30日を「ごみゼロの日」とし、JR郡山駅西口駅前中央広場及びその周辺を清掃関係団体等の協力を得て、ポイ捨て等防止の街頭啓発及びポイ捨てごみの回収を行っている。

・参加者 120名

イ【ごみ処理施設見学会】

ごみ処理の現状(※中間処理、リサイクル、最終処分)を広く市民に理解していただくため、富久山クリーンセンター等の施設見学を行った。

・開催日 令和6年7月24日

・参加者 郡山市在住の親子13組33名

ウ【「ごみをなくそう！わたしたちの提言」ポスター・標語コンクール】

「5Rの推進」をテーマとして、ポスター・標語を、市内の小学生から募集し、入賞者を表彰するとともに、入賞作品をイオンタウン郡山 おしゃれ館で展示した。

また、同時にワークショップを出店し、水切り器お絵かきコーナーを開催した。

※ 令和6年度応募作品数 … 180点(ポスター 95点、標語 85点)

・展示期間 令和6年10月30日から11月5日まで

エ【「生ごみ減量！減るしいレシピ」コンクール】

「生ごみ減量」をテーマとして、市民からオリジナルレシピを募集し、入賞者を表彰するとともに、入賞作品をイオンタウン郡山 おしゃれ館で展示した。

また、令和4年度に今までの入賞作品から厳選、集約した「生ごみ減量！減るしいレシピ集」第2弾を作成し、生ごみ減量のお手本として、市民に配布、HPに公表している。

※ 令和6年度応募作品数 … 71点

オ【5Rを考えるステージ】

ニコニコこども館にて、郡山女子大学短期大学部幼児教育学科の学生による、子供たちが楽しめる催しとして5Rの内容を盛り込んだ「5Rを考えるステージ」を行い、廃棄物を利用した子供向けの劇やキャンペーンソング披露等の啓発を行った。

また、同時にワークショップを出店し、水切り器お絵かきコーナーを開催した。

・開催日時 令和6年11月10日

(2) ごみ減量教室の実施

市内の小学校を対象に、ごみの減量やリサイクル推進等への理解を深めていただくことを目的として、クイズや重さ体験などを通してごみの分別や5Rについて親しみながら学ぶごみ減量教室を実施。

・実施校数 2校

・出席者 143名

(3) 広報誌への記事の記載

「広報こおりやま」に、ごみ減量とリサイクルに関する記事を掲載し、市民の理解と協力を呼びかけている。

(4) 小学生向け学習資料の作成

毎年度、市内の小学4年生を対象に、社会科授業の学習資料として、ごみ減量とリサイクルをテーマとした冊子「わたしたちとごみ」(3,500部)を作成し配布している。

第5章 市民協力推進事業

(5) パンフレット等の作成

「ごみの日カレンダー（年度版）」を町内会等を通じて配布し、ごみの分別排出及び適正処理についての理解を呼び掛けている。

(6) 出張講座、市政きらめき出前講座の開催

市民などが構成する団体からの要請に基づき、担当職員が団体の主催する集会・学習会等に出向き、「5Rをしていますか？」という講座名で、ごみ減量やリサイクルに関する市の取り組みについて説明を行い、ごみに対する理解と協力を求めている。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
実施回数	5	10	3	12	12
受講者数	373	242	112	408	323

(7) ごみ出しルール対話集会等の開催

ごみの減量と分別排出の徹底を図るため、ごみ出しルール対話集会、出前講座を実施している。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
実施回数	1	3	1	2	6

(8) ごみ集積所立会い指導事業

ごみ出しルールの徹底を図るため、ごみ集積所の管理者である各町内会長等からの要請に基づき、担当職員が役員等と一緒にごみ集積所に立会い、ごみ出しルールの違反者に対して説明、指導している。

(9) 搬入確認を実施

クリーンセンターへの市外からのごみの持ち込みを防止し、ごみの適正処理と減量化を図ることを目的に実施。

また、両クリーンセンターへ啓発用看板を令和7年1月には設置を完了した。

- ・実施期間 令和6年5月21日から令和7年1月31日
- ・実施結果 255回実施し、52,085台を確認、396件(0.8%)の違反を確認

(10) 展開検査を実施

クリーンセンターへ不適性廃棄物の不法搬入等の防止や、廃棄物の適正処理を目的に実施。

また、両クリーンセンターへ啓発用看板を令和7年1月には設置を完了した。

- ・実施期間 令和6年8月9日、11月6日、12月24日、令和7年2月5日、令和7年3月12日の計5回、21台を確認
- ・実施結果 違反ごみ…廃プラスチック、ペットボトル、びん、缶、建設廃材等の産業廃棄物排出事業者の指導 28 件

(11) 家庭用生ごみ処理容器「キエ一口」の作成教室を開催

家庭から出る生ごみを自家処理することで、ごみ減量の理解を深めるため、小学生と保護者を対象に家庭用生ごみ処理容器『キエ一口』の作成教室を開催した。

※「キエ一口」…土の中の微生物を利用する消滅型の生ごみ処理機。

- ・開催日 令和6年10月26日
- ・参加者 7組13名
- ・会場 郡山市立中央公民館 1階工作室

(12) ごみ減量に向けた展示イベントを開催

ごみ減量に重要なリデュース・リユース・リサイクルとリペアが追加された5Rを紹介するため、パネルや日本の伝統的な修理技法「金継ぎ」した食器、DIYで修理した椅子を展示した。

また、中央図書館との協奏事業として5Rやごみ減量に関するおすすめ図書を紹介した。

- ・実施期間 令和7年3月13日から3月26日
- ・会場 中央図書館 1階ホール

第5章 市民協力推進事業

3 環境美化事業

(1) 市民総ぐるみクリーンこおりやま運動

美しいまち、美しい自然を保全し快適な生活環境を築くため、道路、公園など公共の場所の環境美化清掃を昭和59年から年2回(6月と10月の第1日曜日)実施しており、平成15年度からは、「市民総ぐるみクリーンこおりやま運動」に名称を改め、市民が一体となって取り組むことによりごみのポイ捨て防止と資源再利用の意識高揚を図っている。(令和2~3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により全て中止、令和4・5年度は感染対策をした上で希望する団体のみが実施)

年度	実施日	参加団体数	収集量(t)	合 計(t)
R2・3	新型コロナウイルスの影響により、春・秋ともに中止			
R4	春(6月5日)	125	51.17	102.39
	秋(10月2日)	155	51.22	
R5	春(6月4日)	368	87.62	123.88
	秋(10月1日)	333	36.26	
R6	春(6月2日)	432	96.35	192.71
	秋(10月6日)	378	96.36	

(2) 木戸前清掃

平成8年6月から毎月1日を「木戸前清掃の日」とし、全市一斉に市民及び事業者が、家庭や商店及び事業所などの出入口や玄関先(木戸前)を清掃することで散乱ごみに対する意識の啓発を行い、ごみのない快適なまちづくりを推進している。

(3) 環境浄化推進員制度

市民の健康と環境浄化を守るため、衛生思想の普及と生活環境の保全に努めるとともに、ごみ集積所及びごみの不法投棄の監視や資源ごみリサイクルの指導にあたるため、各地区保健委員会に環境浄化推進員(約700人)を置き、きれいなまちづくりに努めている。

(4) ポイ捨て等防止指導員制度

環境の美化の推進に必要なポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する啓発、指導その他の活動を行うため、「ポイ捨て等防止指導員」(任期2年)を6人委嘱している。

主に、重点区域であるJR郡山駅前地区と開成山公園地区で啓発、指導等を行っている。

※ 身分 … 非常勤特別職、報酬 … 有

(5) 不法投棄監視員制度

廃棄物の不法投棄等の事件の未然防止及び早期発見を図るため、平成5年4月に「郡山市不法投棄監視員(定員25人以内、任期2年)」25名を委嘱し、市内全域で20人の監視員が監視活動を展開していた。

(6) 廃棄物の不法投棄についての情報提供に関する協定

日常の業務を通じて廃棄物の不法投棄を発見した場合、市に対して当該情報を速やかに提供することにより、廃棄物の不法投棄を防止し、市民の快適な生活環境の確保を図る目的で、以下の企業等と「廃棄物の不法投棄についての情報提供に関する協定」を締結している。

- ・郡山地区ハイヤータクシー協同組合(23社加盟)……………平成14年2月12日締結
- ・各業種組合及び団体(21組合等)……………平成15年9月4日締結
- ・社団法人福島県測量設計業協会県中支部(20社加盟)……………平成18年11月21日締結
- ・新聞公正取引協議会福島県支部郡山地区実行委員会(38販売店加盟)…平成19年6月29日締結
- ・日本郵便株式会社郡山市内郵便局(包括連携協定)……………平成27年11月27日締結

第6章 し尿処理事業

1 し尿収集及び処理の状況

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥は、富久山クリーンセンター衛生処理センターにおいて処理をしている。

本施設の処理能力は240kℓ/日で、その内訳は第一処理施設が170kℓ/日、第二処理施設が70kℓ/日である。

令和7年3月31日現在、し尿汲み取り世帯は約0.7%となっており、許可業者17業者により収集運搬を行っている。

また、浄化槽使用世帯は約27.5%であり、許可業者17業者により浄化槽汚泥の収集運搬及び浄化槽の清掃を行っている。こうして収集した、し尿及び浄化槽汚泥は本施設へ計画的に搬入され処理を行っている。

なお、収集処理量については、公共下水道処理区域の拡大、農業集落排水施設の整備、浄化槽の普及により、し尿汲み取り量は、年々減少傾向にある。

○ 富久山クリーンセンター衛生処理センター一年間処理量

(単位:kℓ)

年度		R2	R3	R4	R5	R6
第一処理施設	し尿	3,333.6	0.0	0.0	3,187.8	0.0
	浄化槽汚泥	47,743.2	51,733.8	49,971.6	50,272.2	53,302.8
第二処理施設	し尿	6,345.0	9,142.2	8,704.8	5,257.8	9,330.3
	浄化槽汚泥	3,729.6	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	し尿	9,678.6	9,142.2	8,704.8	8,445.6	9,330.3
	浄化槽汚泥	51,472.8	51,733.8	49,971.6	50,272.2	53,302.8
第一・二処理施設合計		61,151.4	60,876.0	58,676.4	58,717.8	62,633.1

2 災害廃棄物処理事業

集中豪雨等により浸水した便槽の汲み取りを、市が委託することにより、生活環境の保全と住民負担の軽減を図っている。

年度		R2	R3	R4	R5	R6
災害種別	汲取件数	0	0	1	0	0
集中豪雨・台風	汲取量(ℓ)	0	0	252	0	0